論

説

生命・身体に対する罪における人の始期について

目 次

節の意味

一節 第二項項 款 初期の一部露出説一部露出説と全部露出説の対立人の始期をめぐる刑法学説

全部露出説 根認可能性への関係づけとその問題性人の始期をめぐる判例

第三款 出産開始説とその課題点独立生存可能性説の登場 要保護性による一部露出説の再基礎づけ

第 第 三 節 生きる権利」の侵害としての殺人不法

生命倫理学におけるパーソン論

正 明

加

藤

第五章 結語 第五章 結語 第二章 出産開始説の理論的基礎づけ 第二節 「人生のスタートライン」としての出産の開始 第二節 「人生のスタートライン」としての出産の開始 第一款 生命過程の排他性としての「生命に対する権利」 人と胎児の線引きをめぐる論争 生きる」とはどういうことか

第一章 議論の意味

体の保護は広範囲に及ぶ。 す行為も(遺棄および不保護罪。 同二〇八条)、生命・身体の危険から自らを擁護できない者を保護されない状態に置くことで生命・身体の危険にさら にとくに限定はない。それだけでなく、 ている。 (同二〇五条)で処罰されるとともに、過失犯処罰規定が置かれている 刑法は、 故意に人を殺害したり負傷させたりした場合は殺人罪 生物学的意味におけるヒトの生命・身体につき、 法定刑も、 同二一七条、二一八条)、処罰対象とされる。このように、 殺人罪の刑の上限は死刑である。 死傷結果が発生しなくとも、 (刑法一九九条)、傷害罪 ヒトが「人」にあたる場合に、これを手厚く保 身体に対して物理力を行使する行為や (同二〇九条、二一〇条)。これらは実行行為 (同二〇四条)、 刑法による人の生命・身 傷害致死罪

うちに母体外に排出されたために死亡する場合と、母体外に排出されても死亡しない場合とがあって、 娩期に先立って胎児を母体外に排出することをいう。 身体の取扱いには、 ぎない。 これに対し、 その生命・身体を危険にさらしたりする行為を、それが堕胎を手段とする場合に限り処罰しているということに 胎児の生命・身体に危険は生じうると解されているようである。そうだとすれば、 後述するように堕胎の意義については争いがあるが、 同二一三条) 攻撃対象が胎児にあたる場合については、わずかに、 妊婦へ 行為客体が人にあたるかどうかで、かくも大きな相違が存する。 の侵害を含まない自己堕胎罪 における胎児の殺害の処罰は、 (一年以下の懲役。刑法二一二条) 堕胎には、 人の殺害に比べて格段に軽 さしあたり判例 胎児が胎内で死亡する場合と、 堕胎罪が刑法二一二条以下に置かれているにす ・通説に従えば、 61 P 刑法は、 刑法におけるヒトの生命 同意堕胎罪 生命を保続できない 堕胎とは 胎児の生命を奪った (三月以上五年 最後の場合に 然の分

時間、

経産婦で四~六時間くらいを要する

そこで、さしあたっては、民法からこの言葉を借りて議論を進める。もとより、 刑法上にこれを定めた規定はないものの、民法三条一項に「私権の享有は、 ヒトが法律上の概念としての胎児から人になるのは、これまた法律上の概念としての「出生」を経たときである。 出生に始まる」という規定が存在する。 だからといって、 出生の概念が民法

一では、出産のどの段階でヒトは出生して人になるのか。

学における解釈と同一でなければならないというわけではない。

象である。その過程は、次の三段階に分かれる。

出産とは、 子宮が収縮する時に生じる、 胎児 (=産児)を子宮外に押し出す力により胎児が母体外に排出される現

収縮時の痛みを陣痛とよぶが、当初ごく弱い陣痛が三〇~四〇分おきに起こっていたのが、 ○分以内の周期で生じるようになる。この時点での陣痛を開口陣痛という。 一段階は、 胎児の頭部と卵膜のあいだに羊水が流入し、卵膜が水風船のように膨れ上がっていく(「胎胞」)。子宮 子宮口が開大していく過程で、これは 「開口期」とよばれる。 分娩第一期は、 子宮の収縮によって子宮内圧が上 開口期には強 初産婦で平均一〇~一二 陣 痛

るにつれて、 の回旋は、 て破水し、 に合わせて反射的にいきみ、 第二段階は、 の陣痛 破水によってさらに陣痛が促進される。破水後、産児はゆっくりと回旋しながら、 骨盤入口に進入する時、 子宮下部、子宮頸部、 「娩出期」という、子宮口が全開大した後、胎児が産道を通って母体外に押し出される過程である。こ (娩出陣痛) は開口期よりも周期が短く、 腹圧をかけるようにもなる。やがて、 腟、 骨盤の中をくぐり抜ける時、 外陰部の一部からなる軟産道が圧迫されることもあって、 かつ、痛みの強さを増しており、さらに、 頭を母体の外に出す時、 卵膜は高まった内圧に耐えることができなくなっ 肩を出す時の四段階に分か 母体から出てくる。こ 産婦は 胎児の頭が下降す 陣 痛

過程である。

後産期にも子宮の収縮、

したがって陣痛は生じる。

n る。 第三段階は、 最後の第四回 時間 ない 胎児を娩出してから、 [旋を経て、 時間半である。 胎児が完全に母体から娩出されるまでの平均所要時間は、 五~一五分後に起こる「後産期」で、これは胎盤、 卵膜および臍帯を娩出する 初産婦で約二~三時間、 経

だで議論がたたかわされてきた。選択肢としては、 は、 のに、この選択肢をとる者は、わが国では比較的最近までほとんどいなかったのである。 頭 部 わが国では、 を露出した時点に出生を認める一部露出説と、娩出が完了するまで出生を認めない 伝統的に、娩出期における第三回旋、 出産の開始時点たる開口陣痛の発来時と解することも考えられる すなわち、胎児が母体外に身体の一部 全部露出説との 正常分娩の場合

にはならない(6 といって、ドイツと同様の解釈をしてはならないというわけではなく、したがって、同説に対する「本質的な批判点 けれども、 軽く処罰する規定を置いており、これとの関係上、出産中の胎児を出産後の人と等しく扱う必要があっただけだ、と。 光は理 いってよい」。すなわち、ドイツ刑法旧二一七条一項は、母親が婚外子を「出産中または出産直後」に殺害した場合を (当時 「論的検討をくわえることなしにこの説を斥けている。 - 引用者注) ではこれが通説になっているが、それは西独刑法における嬰児殺の規定の特殊性から来るものと 出産開始説の支持者である岡上雅美が述べるように、ドイツ刑法旧二一七条一項のような規定がないから わが国では出産開始説は比較的最近までまともに取り合われなかったといってよい。 陣痛の開始をもって人の始期と解するのは、「西ドイ 例えば、 專 藤 重

の理論的基礎づけの手がかりを殺人不法の内容理解に求める。すなわち、本稿は人の始期をめぐる刑法学説の展開を 結論から先に述べるならば、 私見は出産開始説を支持するものであるが、 これまでの同説の支持者とちがって、そ

不法を捉える。さらにその知見を殺人不法の要素である行為客体の解釈に落とし込むことで、出産開始を境にヒトの の試みであるパーソン論に検討をくわえ、これに示唆をえて、堕胎不法とはまったく内容を異にするものとして殺人 基礎づけが不十分であることも明らかにし、その課題点を析出する。その上で、人工妊娠中絶の倫理的正当化の一つ 追跡し、 一部露出説も全部露出説も十分に基礎づけられてはいないこと、そして、出産開始説もまた、今のところは

1 次章第二款を参照 生命は人のそれとして扱われるという主張を導く。

- 2 團藤重光『刑法綱要各論 [第三版]』(創文社、一九九〇)四四六頁。
- 3 武谷雄二ほか監修『プリンシプル産科婦人科学2[第三版]』(メジカルビュー社、二〇一四)一一一頁以下を参照
- $\frac{2}{4}$ 条文は以下のとおり。 ドイツ刑法旧二一七条 酌量すべき事情があるときは、 刑を六月以上の軽懲役とする。
 - 婚外子を、出産中または出産直後に、故意により殺した母親は、三年以上の重懲役に処する。
- (5)團藤・前掲『各論』三七二頁。あと、学説では、「陣痛説」は基準として不明確だとも受け止められていたようである。 法学四○巻二号(二○○六)一三八頁は、開口陣痛には医学的定義が存在する以上、概念として不明確なわけでないと反論する。開 西田典之(橋爪隆補訂)『刑法各論〔第七版〕』(弘文堂、二〇一八)八頁。これに対して、塩見淳「人はいつ人になるのか?」産大
- (6)岡上雅美「人の始期に関するいわゆる陣痛開始説ないし出産開始説について」筑波法政三七号(二〇〇四)六九頁 から、 産婦が痛みを感じたかどうかによって結論が左右されるというわけでもない。

.陣痛は出産開始の(ほぼ)確実な徴候であって、開口陣痛の発来がそれ自体として客体が人であることを基礎づけるわけではない

第二章 人の始期をめぐる刑法学説

第一節 一部露出説と全部露出説の対立

第一項 人の始期をめぐる判例

第

初期の一

部露出説

に産門からその一部を露出した産児の面部を両手でしばしば強く圧迫し、 だというもので、 た棒摺 大審院が扱ったのは、 わが国における人の始期をめぐる判例は、 汲取式便所の便壺壁面にこびりついた糞便を掻き落とすための掃除具と思われる. 産児は産声を上げることなく窒息死した。原判決は第一審の無罪判決を破棄し、被告人が分娩の際 次の嬰児殺の事案である。これは、 大正八年の大審院判決にさかのぼる。 夜、 自宅農家の便壺内に産み落とした産児を、 便壺内に産み落とすや、 で糞便中に突き込ん 仮死状態にある 傍にあ

児を糞便中に突き込み、これを窒息死に至らしめたとして、

殺人罪の成立を認めた。

のと推認されると説示したが、これは論理が転倒している。 を理由に、 態のまま生存していたことを被告人が知りえたという事実には証拠がない。 始しておらず、いまだ人にあたらない。それに、 これに対し、被告人側が次の主張を含む趣意で上告した。 死体の発見を防止する目的でなされたと認定すべきであった。この点、 構成要件該当事実の認識、 すなわち、 産児が便壺内で仮死状態のまま生存していたことの認識があったも 原判決の認定した、産児を糞便中に突き込んだ時点で産児が仮死状 以上により、 面部を強く圧迫する行為の時点で、 殺人罪は成立しない、 原判決は被告人に殺人の意図 したがって、この行為は被告人に有利 ځ 産児は独立 当時の農家の便 があ 呼 吸 たの を開

をあげた時点で出生を認める見解」であるかのように捉えられた。

所が煌々と灯りで照らされていたとは考えられないから、汲取式便所の便壺内に産み落とされた産児が、 らは黒い塊にしか見えなかっただろうということは想像に難くない。 便器 の上か

ドイツにおける独立呼吸説は、肺呼吸の可能性を理由に一部露出前の胎児も人にあたるとするものだった。上述の(8) 右上告趣意にも述べられているように、かつては独立呼吸説も主張されていた。

動かすことが判明したのにともない、独立呼吸説は支持を失った。 とおり、かの国には嬰児殺の規定があったので、同説は、「ヒトは胎内では肺呼吸できない」という当時の医学的認識 を前提に、 これに対して、わが国における独立呼吸説は、ドイツ学説の継受後の紆余曲折を経て、「全部露出後に、 出産中の嬰児も肺呼吸が可能だから人にあたるとしたのである。 しかし、胎児が胎盤呼吸に並行して肺も さらに産声

見解」だというのである。これを補強する論拠として大塲が掲げるのは、産児が呼吸をしていなかった場合には死産 定義するならば、 として扱う当時の裁判実務、 離れて外界すなわち母体外において独立生活を始むる起点」であるということを読み取った。それが 区別を独立呼吸の可能性の有無に求めていたようである。ところが、ここから彼は、独立呼吸とは、産児が「母体を まず、独立呼吸説は、大塲茂馬によって、産児が外気を吸える時点、したがって、肢体の一部が露出するだけでな 頭部が完全に露出した時点で成立するものと理解された。当時のわが国の医学はドイツ医学に学び、 生の始まりは心肺機能の開始に求められるということの二点である。 および、ヒトの生命機能の根幹を心肺機能に求め、人の死を心肺機能の不可逆的停止と 「医学者多数の 胎児と人の

立呼吸説の支持者であった小疇伝の否定するところであったけれども、民法学説として鳩山秀夫が説いた「独立呼吸 その後、 山岡萬之助によって独立呼吸は産声を発したときに置き換えられた。そのような理解は、 大場とともに独

9

たとされる。被告人側が主張したのは、この意味での独立呼吸説である。(3) を認めるものだった。町野朔によれば、この鳩山説をもって、(エン) 説は、、 山岡と同様、全部露出後、さらに独立呼吸を開始してはじめて、人は「独立の生存を開始」したとして出生 わが国独自の学説としての独立呼吸説の内容は固まっ

とって不要だったことになるから、原判決を破棄するに及ばない。 ら、この時点で殺人罪の客体としての人にあたる。ゆえに、一部露出していた産児の面部を強く圧迫することは、殺 に母体よりその一部を露出したる以上、母体に関係なく外部よりこれを死亡に来すべき侵害を加うるをうべき」だか 人の実行行為の一部をなす。原判決の右証拠説示はたしかに本末転倒であるけれども、 さて、大審院は上告を棄却したが、被告人側の右主張に対しては次のように判示している。 この部分は犯罪事実の認定に まず、 産児が 既

前倒しする必要があったのである。 いて右実行行為に殺意の欠けるところはないとした。殺意を肯定するのに、少なくとも一部露出説までは人の始期を(エタ) 行為を実行行為 要するに、大審院は、母体から一部露出した胎児の面部を強く圧迫してから糞便中に産児を突き込むまでの一 (産児が仮死状態を脱する機会を奪う行為)と捉えたうえで、その開始時における被告人の認識にお 連の

- (7) 大判大正八年一二月一三日刑録二五輯一三六七頁。適宜、 片仮名等の表記を改めた。 以下同様
- 8 九三)一一七頁以下を参照 わが国における独立呼吸説の展開も含めて、町野朔「『独立呼吸説』の旅路」同 『生と死、 法律学』(信山社、二〇 一四 初出 九
- (9)大塲茂馬『刑法各論上巻』(三書樓·日本大学、一九○九。 復刻版、信山社、 一九九四)二九~三〇頁
- 山岡萬之助 独立呼吸説を支持する。 『刑法原理』(日本大学、一九一二)三七三頁。独立呼吸をもって「母体と分離したる生活」を始めるものだという理

性は肯定されるとする。これらの理解はいずれも正しくない。

- (11) 小疇伝『日本刑法論(各論)』(日本大学、一九〇五)五六三頁。
- 13 町野・前掲『生と死』一二七頁。 鳩山秀夫『日本民法総論』(岩波書店、一九二七)四三頁 なお、同書一二八~一二九頁は、「胎児の生物学的な発展段階を基礎に置きつつ、『人』の法的
- (14)本件は、もしも、産児が便壺内で呼吸を開始したものの糞便で気道がふさがって窒息死していたのだとすれば、実行後の証拠隠 念を決定」するという「ドイツ的な独立呼吸説」のアプローチ自体には賛意を示す。
- 〜〔15)平野龍一「刑法における『出生』と『死亡』」同『犯罪論の諸問題(下)』(有斐閣、一九八二、初出一九八○)二六二頁は、「行為 は言い切れない」にしても、「日本の実務では、判例と傍論の区別が厳密に行われているわけではない」というかぎりで、その判例 関係(棒で突き込む行為がなければ嬰児は死亡しなかったという関係)が証明されているわけではない」点を考慮すれば、「傍論と 楽しみ方〔第一回〕」法学教室三五五号(二〇一〇)七八頁は、大正八年の事件では「全部露出後の行為と嬰児の死亡との間の因果 だろう。類似の指摘をするものとして、神元隆賢「人の始期」『北海学園大学法学部五〇周年記念論文集』(二〇一五)二一六頁。 版]』(有斐閣、二〇一五)六頁注四。「傍論」とするのは、西田・前掲『各論』八頁。これに対して、佐伯仁志「刑法各論の考え方・ の大部分は全部露出後になされている」と述べ、一部露出説の判例性を疑問視する。同旨の指摘として、中森喜彦『刑法各論 (と行為者が思いなしていた) 行為によって構成要件的結果が発生する、いわゆる「ウェーバーの概括的故意の事例」になっていた

第二項 視認可能性への関係づけとその問題性

顱頂部を露出した時に産門に両手を入れて、同児の鼻口を圧迫して死に致す行為が堕胎にあたるとされた、明治三六 の始期にとっては、「各罪種について母体に関係なく客体となり得る状態にありや否や」が決定的であるとして、殺 人・傷害の罪では 彼は大正八年判決をフォローしていない。自説と反対の「判例」として掲げられているのは、産児がわずかに さて、わが国の初期の学説は一部露出説を支持する者が多数であった。例えば、泉二新熊は、刑法における人 「一部露出の状態においてこれを被害者なりと認むる」ことができると述べる。ただ、不思議なこ

る時期」として一部露出を人の始期とするのが妥当だと述べる。⁽¹⁹⁾ 年の大審院判決であり、しかも、この判例はすでに変更されている。また、牧野英一も、「外部において損傷を与えう(ミン

その後、 一部露出説は次の点に論拠をみいだすようになる。問題の行為が殺人や傷害にあたるとするには、

産児の

り瞥見」できることで足りるとする。だが、彼らはそれ以上のことを述べていない。 国民の道義観念に合するから」だと述べる。江家義男は、産児の身体の「重要部分が露出し人としての形態が外部よ 露出は攻撃対象が「人体であることが認識され得」ることを意味し、問題の行為を「殺人又は傷害の罪に問うことが 身体の一部露出をもって、対象が「人として視認できる」だけで十分だから、というのである。小野清一郎は、一部

部露出説を、行為の有責性の程度が高まることによって基礎づけるのは、佐伯千仭である。

される、特に刑罰を用いる必要が明らかな場合でなければ犯罪類型にまで高められるべきではない」。犯罪類型には、 法性をもった行為の法的類型にほかならない」。 このような「刑法特有の評価 を賦科する法である以上、刑法が社会的類型を構成要件、改め「犯罪類型」にまで高めるには「最大の慎重さが要求 の現実生活」においては、「多数の反社会的態度」が類型化された「社会的類型」なるものが「すでに形成」されてお 彼は、 法は「それに法的な再構成と精錬を加えることによってその違法類型を樹立する」。 学説において構成要件とよばれるものを「犯罪類型」として捉えることから出発する。法が (可罰的評価)が働いているのであって、実定法の規定する犯罪類型は正しく可罰的違 刑法が刑罰という重大な制裁 「妥当する社会

は可罰的責任の類型として現われる」。自説は小野・團藤が「構成要件の理論として説かれるところと結局同じことに な違法行為の類型 犯罪類型は、可罰的な程度に有責な行為の類型化にも及ぶ。「犯罪類型を違法の側面からながめれば、それは可罰的 可罰的違法類型 ――として現われることになり、 さらに責任の側面からみれば、 それは、

三しかし、

視認可能性による一部露出説の基礎づけは成功しているとはいいがたいように思われ

帰着する」のであり、すなわち、 その上で、佐伯(千)は、一部露出説の根拠は、 犯罪類型とは「違法と責任にわたる全体的類型」なのだ、と。 一部露出をもって母体から独立してその生命を侵害することが可

能になるからではなく、「むしろ嬰児が未だ姿を表さない間と、姿を表してからとでは、行為者に対する反対動機の大

きさが異なる」という点にあると説く。

との認識は揺らぎようがない。だから、いったん一部露出した以上は人であり続けると解して差し支えない、という たものとして認識可能なことは、「人の生命・身体をそれとして認識しながら攻撃する」ことの前提になるとしても、 れども、この思考実験は一部露出説の基礎づけに関わる。たしかに、攻撃対象が実行行為時に人と同様の身体をもっ 「何が見えた」のかは認識・判断の材料であって、産児の身体が母体内に隠れて見えなくなっても、それが人であるこ 胎児がどこにいるのかのパズル的な論理操作で問題を片付けようとするかのような違和感」をおぼえると述べるけ この点問題になるのは、一部露出後、再び産児の身体が母体内に戻った場合の取扱いである。岡上は、 この議

視認可能性だからといって類型的に非難可能性が高まるわけではないと批判する。けれども、これらは批判になって 高まっていないのではないか、との趣旨と思われる。しかし、行為者が心の中に思い浮かべるのは なわち、「一部露出後に子の姿を見ることなく間接攻撃を加えた」場合も含まれるところ、この場合には非難可能性は この点、岡上は、有責性という行為者側の事情によって客体が人か胎児かを左右させるのは理論的に不適切だし、 論旨が必ずしも明確ではないものの、客体を「視認しうる」ということは、客体を視認しなかった場合、す 前段の批判は、単に岡上が前提としている理論が佐伯 (千) のそれと相違しているだけのことである。 (一部露出した)

生命・身体に対する罪における人の始期について

ある。

核心を衝いてなくもないように思われる。 視認可能性による基礎づけの根本的な問題性は、「外部に露出した肢体が視認できてはじめて、客体を『人』として

子の肢体なのだから、佐伯(千)のいう非難可能性はこの場合にも高まるとはいえるだろう。ただ、こちらの批

は

b, い」というのでは、まさかあるまい。ゆえに、一部露出前の前後で非難可能性は変わらないということになる。つま 客体は、 不可能ではないけれども、その場合には、行為者が客体をどのようなものとして認識するかが問われることになる。 認識しうる」と解することに理由がないという点にある。人と胎児の区別を有責性の問題に位置づけるのは理論的に 部露出の前後で攻撃対象の肢体は変わらない以上、一部露出前の攻撃であっても、行為者が心の中に思い浮かべる 行為者が何かを認識・判断するときに、その材料が 部露出後の子の肢体と同一のものであろう。「自分の眼で見るまで、ヒトが出てくるかどうかはわからな 「直接目に見えるもの」に限定されることに理由はないので

- 16 泉二新熊 『日本刑法論下巻 〔改訂四四版〕』(有斐閣、一九三九)四八七~四八八頁
- 17 大判明治三六年七月六日刑録九輯一二一九頁。
- 18 大判明治四二年一〇月一九日刑録一五輯一四二〇頁を参照
- 19 牧野英一『重訂日本刑法下巻』(有斐閣、六一版、一九三八)二七四頁
- 20 小野清 『新訂刑法講義各論』(有斐閣、 一九四九)一五七~一五八頁。
- 21 要部分露出説』とでも呼ぶべき」とするが、露出部分の重要性は「人としての形態が外部より瞥見」できるかどうかによって決まる 九四頁に同旨の記述はない。なお、岡上・前掲筑波法政三七号七五頁は、江家説を「純粋な形での一部露出説ではなく、厳密には【重 江家義男『刑法講義各論』 (東山堂書房、一九三八) 二〇二頁。 ただし、 同 『刑法各論 [増補版] (青林書院新社、一九六三) 一

13

というのだから、

小野説との実質的相違はないように思う。

- **手** 同 『佐伯千仭著作選集第二巻』(信山社、二〇一五、 初出一九五二) 三九二~三九四頁
- 『四訂刑法講義総論』 (有斐閣、一九八一) 一二一 ~ 一二三頁
- 『刑法各論 〔訂正版〕』(有信堂高文社、一九八一)九六頁。
- 頁。ただし、後述するとおり、井田は出産開始説を支持する。 からといって、その「判断がくつがえるものではなかろう」と述べるのは、井田良『講義刑法学・各論』(有斐閣、二〇一六)一六 人の始期は、 岡上・前掲筑波法政三七号七三頁。 出産のある一定の段階で対象を「人とする」取り決めなので、一部露出の段階で人と判断する以上、

母体内に戻った

28)いわゆる畸形児が生命・身体に対する罪にいう「人」にあたるかどうかについて、大場・前掲『各論』三二~三四頁本文および. 27) 岡上・前掲筑波法政三七号七一頁。同調するものとして、佐伯(仁)・前掲法学教室三五五号七九頁。 児が生活体である限り、畸型児もなお人たることを失わない」と述べている。 るかどうか」を顧慮すること自体がそもそも間違った考えであるといわなければならない。佐伯(千)・前掲『各論』九六頁も、「産 わず、人にあたるとしている。本質的問題として、こと反対動機の形成可能性に関して「客体が『普通の人間』の姿かたちをしてい ならざる限りはこれを人と看做すべき」と述べるが、主だった学者(岡田朝太郎、小疇、勝本勘三郎)の教科書は、畸形の程度を問 三を参照。大塲は「動物学上人類」といえるかどうかによるとして、「専門医学者の攻究」に委ねつつも、「ヒトでないことが明らか

第二款 全部露出説

るのだとすれば、そのことは、直接攻撃できるかどうかの基準が決定的でないことをあらわしている。 点で、刑法上の基準の立て方として妥当なものではない」。また、一部露出説にあっても出産開始後 接攻撃が可能だからといって客体を人とするのは、「行為の態様によって客体の性質を区別しようとするものである だの処罰 初期の一部露出説に対して、揚げ足をとるようにしてこれを批判するのは、平野龍一である。彼によれば、直 の間隙は生じるから、 同説は「いかにも中途半端」である。のみならず、 胎児傷害に殺傷罪 一部露出までのあ 処罰の間隙を の成立を認

れには「かなりの勇気を必要とするであろう。そうだとすると、全部露出説をとるほかない」。 埋めるために人の始期を前倒しすべきだというのなら、一部露出説ではなく出産開始説を採用すべきだけれども、

保護しない」という道を彼は選ぶ が遅きに失するのではないか」という問いかけに平野は正面から答えていない。一部露出説による人の生命の保護が 「中途半端」だというのならば、出産開始説を支持すべきだろう。それなのに、「出産過程を通じて、人としては全く 所論が全部露出説の支持根拠として弱いのは一見して明らかである。「全部露出まで待ったのでは人の生命

児」に対する攻撃も堕胎罪で捕捉される、というのである。現行判例を否定し、明治三六年判決に逆戻りすることはぽ はない」。そこで、堕胎を「胎児に攻撃を加えて、胎内または胎外で死亡させること」に限定すれば、出産開始後の「胎 れど、「一般的にいって具体的危険という概念はもともと不明確なもの」ゆえ、その方途は「必ずしも好ましいことで 捉することになる。この点、胎児の生命に対する具体的危険の惹起に堕胎罪の処罰根拠を求めるのも一案ではあるけ を伴うこと」だったからである。さて、現代の産科医療の水準からすれば、前者は胎児を死の危険にさらす行為を捕 胎とは自然の分娩期に先立って胎児を母体外に排出すること、ないし、 彼がいうには、 平野は堕胎概念の再定義によってヒト生命の刑法的保護の間隙を埋めようとする。すなわち、従来、 前者が堕胎にあたるとされたのは、かつては、それが「ほとんど必然的に排出された胎児の死 母体内で胎児を殺すことだと解されてきたと 堕

平野にとってさほどの「勇気」を必要としなかったとみられる。

いだすか」というお定まりの対立図式の下で理解されるようになる。問題の行為が間違っているかどうかを行為の帰 は、「不法の実質を行為それ自体の反道徳性にみいだすか、それとも、行為によってもたらされる帰結の不利益性にみ 以上のように、 平野の行論は成功しているとはいいがたいけれども、 彼の批判によって、 部露出説と全部 出説

く保護されるようになる、と。

結に照らして判断するなら、 全部露出説がにわかに有力化することとなった。 全部露出説を支持しなければならないかのように、平野は印象づけたのである。かくし

平野は「『人』であるかどうかは、そのものの価値自体によって決すべきだ」と述べるが、それは従来の一(②) 根拠づけに対する批判にはなっても、一部露出説そのものに対する批判にはなっていない。そこで、平野に同調する 論者は、全部露出をもってはじめてヒトの生命・身体の保護価値が高まることの論証を試みるのである。 二 全部露出説にとって解明を要するのは、全部露出の前後で「客体そのものの価値」がどう変化するかである。 部露出説

は、ヒトの「生命・身体の包括的保護」をおこなうべきでない。胎児が回旋しているあいだは予断を許さない 胎児に関しては手厚い保護をあきらめた。そうだとすれば、出産過程においてもかかる脆弱性が認められるあいだ 体が胎児か人かでかくも扱いに格差があるのは、胎児の生命・身体が壊れやすいものだからである。そこで、 な過程」なのだから、これが終って初めて、したがって、全部露出をもってヒトの生命・身体は人のそれとして手厚 彼がいうには、堕胎罪も人の生命・身体に対する罪もヒトの生命や身体を保護している点では変わらないけれど、客 出 産過程におけるヒトの生命・身体が脆弱なあいだはまだ人として保護するに値しないとするのは、 町野である。 刑法は 困難

そ、よりいっそう大事にしなければならない」との批判を向けるのは、異なる価値観をぶつけているだけだと思う。 るという点にある。 にあまり執着しないほうがよいというのは、なるほど一見識であると思われる。これに対して、「失われやすいからこ この論拠は、それ自体としては間違っていない。いざ失われたときの動揺や喪失感を考えると、失われやすいもの 問題は、この論拠を受け入れるならば、胎児傷害に 胎児傷害とは、被害者が胎児であるあいだに攻撃をくわえたところ、被害者が障害をもって出産 (過失)傷害罪が成立するという結論を否定せざるをえなくな

であろう。

委ねざるをえないとする。彼にとっては、 て、 惹起される結果も、 は過失) したという場合で、この場合には 殺傷罪が適用されるかどうかに決定的な相違がもたらされる。この枠組の下では判例を正当化することは不可能 致死罪が成立するというのが、判例である。ところが、町野は多数説とともに判例に反対し、 ない しは出産中であるか、それとも、 ヒトの生命の破壊であることに変わりはなく、ただ、危険にさらされる時に客体が胎児として胎 (過失) 堕胎行為によって惹起される結果も、 傷害罪が成立し、その後、 肢体の全部が母体外に露出した後かによって、 当該障害によって死亡した場合には傷害 首を絞めるなどの殺人行為によって 保護価 立法的 値 したが 0

論的正当化に取り組むべきだとすれば、 ゆえに、 胎児傷害につい ての判例を尊重し、 町野説は支持しがたいものといわざるをえないのである。 これに頭から反対するのではなく、少なくともさしあたってはその理

全部露出説の支持者の中には、民法にいう「出生」が全部露出を待たなければならないことを論拠にするもの

もい 浅田 る 和茂は、「刑法の第二次性・補充性からすると、民法の場合よりも出生の時点を早くする」ことは許されないと

との関係で損害賠償責任を負うから、 観念できない以上、「胎児に対する権利侵害」も認められない。 と浅田 法における出生、 する。民法一条の三は、まだ出生していないヒトは権利義務の主体たりえないと定める。「胎児の権利」というものが③ は解するのだろう。 したがって全部露出に至らないヒトの生命・身体への攻撃は、 胎児との関係で刑事責任を負うべきだ」ということにはならない。 たしかに、親に対する不法行為は成立するけれど、「親 堕胎にあたらないかぎり不可罰だ、 ゆえに、民

れ に対する反論はさほど困難ではない。 というのも、民法七二一条の出生擬制によって、 胎児は損害賠償請求権

よいかは微妙である。

児の)損害賠償請求権を行使できるかどうかを論じることにあるようなので、停止条件説を言葉どおりに受けとって(※) 説だとされる。けれども、この議論は、 かったことにする」ということを定めたものと解するのかは(解除条件説)、見解が分かれるところで、 とを定めたものと解するのか(停止条件説)、それとも、「生きて出生しなかったときに、さかのぼって権利能力がな 賠償を請求できる。たしかに、民法七二一条を「胎児が生きて出生したときに、さかのぼって権利能力を認める」こ を有するからである。したがって、全部露出前の攻撃によって障害を負わされた者は、出生して人になった後で損害 胎児の権利能力自体についてというよりかは、胎児に代わって保護者が 判例 理 は前

胎の区別を全部露出の前後で区切るのは合理的だから、刑法学説としても同説が支持されると述べる。 め、とくに議論がなかっただけのようなので、「刑法において人の始期を考えるに当たって、民法学説を持ち出しても において全部露出説が通説になったのは、議論の結果というよりも、日常用語例に従った解釈でも支障が生じないた の有無は「大きな価値の差」であって、民法学説としての全部露出説が「不合理でない限り」、刑法における殺人と堕 まり意味はない」。 権 :利能力を有しない胎児の生命の価値は人のそれに劣るとまで主張する者もいる。松宮孝明は、 権利能力の始期に関する民法学説に理論的な基礎づけがとりたてて存するわけではなさそうである。 民法上の権 利能力

29 前揭 『諸問題』 二六〇~二六一頁

あ

30 生命に対する危険犯とするのが「現行法の建前」であって、平野説は「立法論の域を出ないものと考える」と述べるけれども、 大谷實 「刑法における人の生命の保護」『団藤重光博士古稀祝賀論文集第二巻』 (有斐閣、 一九八四) 三四

31 平野・前掲 『諸問題』二六三~二六四頁。これに同調するのは、 西田・前掲『各論』二二頁。

二一二条以下は胎児の生命について何も言及していないから、所論は決めつけであろう。

- 32 平野『刑法概説』(東京大学出版会、一九七七)一五六頁。
- 33 同 小暮得雄ほか編『刑法講義各論』(有斐閣、一九八八) 一四~一五頁〔町野〕。同調するものとして、山口「人の保護と胎児の保護 『問題探究・刑法各論』(有斐閣、一九九九、初出一九九七)四頁。ただし、 山口はその後一部露出説に改説した。
- 34 だとする。 井田・前掲 『各論』一六頁を参照。「出産の過程が危険であるというのなら、むしろすでにその時点で刑法的保護を開始すべき」
- (35)最決昭和六三年二月二九日刑集四二巻二号三一四頁。
- 36 町野「最高裁判例における『胎児性致死傷』」同・前掲『生と死』一一四頁(初出一九八八)。
- 37 浅田和茂『刑法各論』(成文堂、二〇二〇)一七頁。
- 38 法学説における通説である全部露出説が支持されると述べる。 点から規定した」ものだとして、これと法益の帰属主体性を重ね合わせることが「法秩序の統一の要請」にかなうとして、だから民 松原芳博『刑法各論』(成文堂、二〇一六)七頁は、私権の享有主体性に関する民法三条一項が「『人』を権利の享有主体という観
- (3)山本敬三『民法総則〔第三版〕』(有斐閣、二〇一一)三五~三六頁を参照
- 40 刑法の理論と実務――各論[第二回]」法学セミナー七七八号(二〇一九)九二頁は、「完全な人工子宮」ができたら、受精卵の段階 産として扱われており、一部露出説は死んで産まれてきた者も人たりうるという不自然な主張を含むとも述べる。さらに、同「現代 全部露出をもって「人」として扱われるのは、「妊娠満二二週という発育段階に達した」ヒトに限られると述べる。 から母体外で成育が可能になるけれども、だからといって、受精卵に「権利主体性を認めるということにはならないであろう」から、 松宮孝明『刑法各論講義〔第五版〕』(成文堂、二○一八)一三頁。また、戸籍法上は全部露出するまでに産児が死亡した場合は死
- (41)塩見・前掲産大法学四○巻二号一二八頁。

要保護性による一部露出説の再基礎づけ

19

平野の批判を受けて、学説では、出産過程におけるヒトの生命・身体の保護の必要性による一部露出説の基礎

きるのならば、 づけが試みられるようになる。全部露出の段階を待たなくとも、 一部露出の段階ですでに、ヒトの生命・身体を保護することの必要性は負けず劣らず認められるとい 産婦に被害を生じさせることなく産児だけを攻撃で

よる保護が復活するからである。 らく、「母体からの独立」とは「母体による保護を離れること」をあらわすのだろう。「一部露出後に再び母体内に戻 ったときは、胎児として扱うべきである」と大谷が述べるのも、そのことを裏づける。再び母体内に戻れば、 出の時点だとされる。このことが、胎児は独立の生命・身体を有しないということを意味しないのだとすれば、 の生命・身体を保護するもの」であるところ、ヒトが「母体から独立して直接の侵害の客体になりうる」 この立場を早くから主張していたのは、大谷實である。彼がいうには、「生命・身体の罪は独立の生命を有する個体 のは 母体に 一部露 おそ

のである。 保護の必要性が高まる一部露出時をその限界とする」。つまり、「保護価値」と「保護の必要性」は区別されるという 露出以前にまで可及的に及ぼすことが正当」なところ、人としての保護は「直接的で容易な侵害可能性が認められ、 全部露出を待たなくとも、産児の生命・身体に「相対的に高い保護価値」が認められるから、「人としての保護を全部 全部露出説から一部露出説に改説した山口は、要保護性による基礎づけを明確に打ち出している。 彼が

説では「人の生命に対する保護が遅きに失するとともに、『胎児』が母体から分離後に死亡した場合、それに対する攻 は避けたいところ、その間隙を埋められそうなのは堕胎罪だけだからである。大谷は、全部露出説の短所として、同 の生命・身体の保護の必要性を説く以上、出産が開始してから一部露出するまでの産児が何ら保護されないというの 二 ところで、このアプローチからも、 堕胎概念の拡張が合わせ主張される。というのも、 出産過程におけるヒト 具体的に産児の保護がとくに手厚くなるとも思われないのである。

ところで、要保護性による一部露出説の基礎づけをあきらめたのは、

佐伯仁志である。

撃が一 を支持し、 を「出生前または出生後に死亡させる」こと、または、「胎児もしくは母体の生命・身体にとって具体的に危険を有す る方法により、 批判は 部露出後のものか全部露出後のものかを判定することが困難である」と述べる。 一部露出前の産児を殺害することも堕胎に含まれるとする。 (46) 部露出説にもあてはまる。そこで、彼は判例による堕胎の定義を変更し、一部露出前の産児を含む 人工的に胎児を母体から分離ないし排出する」ことが堕胎にあたると述べる。(巻) 後段はともかく、 山口も、 前述の平野説 前段と同様

を拡張して「処罰の間隙」をなくすといっても、それは名目上、「処罰規定が存在する」というだけで、それによって 療事故は、 か後かが真偽不明の場合に、殺人罪に代わる処罰の受皿になることくらいであろう。ともかく、出産過程におけるで 実務上の利益がありそうなのは、 堕胎概念の拡張によって捕捉されるのは、産児が一部露出する前にこれを故意に殺害する場合だけである。 ふつうは過失によるものだから、 分娩中の妊婦の腹部を攻撃し産児を死なせたけれども、死亡したのが一 堕胎概念を拡張しても捕捉対象外であることに変わりはない 部露出 矢

るまでの産児は人にあたらないと解することは理論上許される。けれども、佐伯 がそれ自体として価値が低いわけではない。このように、 る権能を付与された、「権力的公務」は業務妨害罪の客体たる業務にあたらないとしても って根拠づけられないものかと問うも、 「の必要性の観点からも決定されることがあ」る。 彼は、人と胎児の刑法的保護の格差を、 これに否と答える。 出生の前後で「攻撃にさらされる危険の程度」が相違するということによ 例えば、 「犯罪構成要件は、 偽計・威力を手段とする程度の妨害なら自力で排除でき 部露出の前後で危険性に違いが生じるならば、 法益侵害の有無・程度だけでなく、 (仁) がいうには、胎児傷害につき、 (限定積極説)、 権力的公務 それに至

ことを確認させてくれるのである。

ないか、と。 (48) されうることをあらわしている。つまり、母体を介した間接的攻撃だからといって危険が低いとはかぎらない 母親ではなく、生まれてきた子に対する傷害罪の成立を認めるのは、 ヒトの身体が一部露出前でも高度の危険にさら のでは

る。 根拠を社会通念にみいだすことができるかどうかだということになる。 に求められるよりほかないという結論に佐伯(仁)は落ち着く。「立証の容易性」に関しては、たしかに、 的には処罰可能だという前提が存するからにほかならない。したがって、残るは、一部露出説の「相対的」優位性 からは、 かくして、 けれども、 死傷の結果が全部露出後に生じたことの立証が要求されるところ、その成否が微妙な事案は十分に考えられ 「有罪の立証が容易だから」というのが理由となるのは、一部露出時 部露出説の論拠は、「法益の観点からする実質的基準」ではなく、「社会通念や明確性 ――または、その前でも 立証 全部露出説 の容易性)」 0

ころか 罰すべきだ」というのは、 医師や看護師、または助産師はいないだろう。佐伯(仁)の認識に相違して、一部露出説は社会通念からほど遠いど はこのことを指すのかもしれない。 てよいかというと、その結論はたしかに受け入れがたく感じられる。もしかすると、佐伯(仁)のいう「社会通念」 のである。でも、だからといって、「産児が全部露出するまで待って攻撃しなければ、 しかし、 社会通念だけに依拠すれば、 一部露出説にとって「社会通念」はむしろ不都合である。第三回旋の途中で産児が「生まれた」と告げる 理論の放棄であろう。つまり、佐伯 けれども、これは結論であって、「人びとが殺傷罪で処罰すべきだと思うから、処 あの、 産声説という意味での独立呼吸説が支持されることになるかもしれない (仁) 説は、一部露出説こそ理論的基礎づけが必要な 殺傷罪は成立しない」と結論

- $\widehat{42}$ 月子「人の始期」『日髙義博先生古稀祝賀論文集下巻』(成文堂、二〇一八)三~四頁。 大谷『新版刑法講義各論〔第五版〕』(成文堂、二○一九)九頁。すでに、同・前掲団藤古稀三四二頁。 最近の支持者として、
- 43 山口厚『刑法各論 〔第二版〕』(有斐閣、二〇一〇) 九頁。
- が入っているから保護価値が高く、したがって、保護の必要性も高いというのである。 なお、頭部の一部が露出することを要求するのは、林幹人『刑法各論 [第二版]』(東京大学出版会、二○○七) 一一頁。 骨盤位の胎児 (いわゆる逆子) は肢体のほぼ全部が露出するまで人でないことになる。 頭には「生命体の最重要器官である脳

が成立するというのは、一見して明らかに均衡を欠く。たしかに、足がなくても生命を維持することは可能だけれど、でもだからと トの身体の保護をこえた意味をもつのではないかと思われるのである。そうだとすれば、所論は必然性のない解釈だということに いって「足を失っても差し支えない」とは誰も言わないだろう。つまり、「人の身体を保護する」というのは、「生命体」としてのヒ しかし、足だけ出ている産児を直接攻撃して一生歩けなくしても傷害罪は成立しないのに、頭部に擦過傷を負わせた場合は傷害罪

- (45) 大谷・前掲書九頁。すでに、 に殺傷罪の成立を認めない立場なので(大谷・同書二八頁)、彼は彼で、「実行行為時に客体が人であるか否か」の証明問題に直面す 所論が全部露出説への決定的批判になるかどうかは意見が分かれるところだと思う。 木村龜二『刑法各論』 (復刻版、法文社、一九五七、原版一九三八) 三三~三四頁。 大谷は胎児傷害
- (46)山口・前掲『各論』二○頁。不同意堕胎罪を除き(刑法二一五条二項)、堕胎罪には未遂処罰規定がないことに加え、「胎児傷害を 関しても、胎児傷害が不可罰だというのは、学説の多数がそう解するだけであって、制定法によって実証されているわけではない。 不可罰であるがゆえ、 不可罰としている現行法の建前」が、堕胎概念を胎児殺に限定する理由になるという。前段に関して、逆に、原則として堕胎未遂が 山口による上記理由づけは少なくとも決定的ではないと思う。 胎児の生命に対する危険の惹起も堕胎概念に含めるべきだと解するのは、中森・前掲 [各論] 三六頁。
- 岡上・前掲筑波法政三七号七二頁は、一部露出の時点で産婦の腹部を撃ち、母子ともに殺害した場合を例にあげる。
- 48) 佐伯 七九頁。 (仁) | 生命の保護| 山口ほか 『理論刑法学の最前線Ⅱ』(岩波書店、二○○六)一七頁、 および、 同・前掲法学教室三五五号
- 佐伯 七~一八頁。 同・前掲法学教室三五五号八二~八三頁も参照
- 大谷・前掲團藤古稀三四一頁は、「出生というのは胎児が母体から分離したことを指すとするのが常識であるともいえる」と述べ

51 とのあいだで醸成されたものでなければならないとして、法的基礎づけとは無関係に、世間の人びとがどう考えているかを基準とす Ш П 「コメント① 一同ほか・前掲 『最前線Ⅱ』三六頁は、正当にも、「社会通念」は 「あくまでも重要な事実を知らされた」人び

第二節 独立生存可能性説の登場

体から分離される現象であって、したがって、出産によって問題のヒトの生物学的・医学的性質に変更がくわえられ 法はヒトに関して、殺人・致死罪においてはその生命過程を、傷害罪においてはその生理的機能を保護するのだから、 人と胎児の区別は客体たるヒトの「生物学的・医学的性質」に即して区別されるべきである。さて、出産はヒトが母 彼は従来の議論の出発点、すなわち、「刑法上、出生をもってヒトは胎児から人になる」という基本命題を争う。刑 人の始期をめぐる議論のリフレーミングを試みるのは、伊東研祐である。

ないかの区別基準たりえない、というのである。⁽³²⁾

ることはない。ゆえに、出産概念を法学的に構成して得られる出生の概念は、

問題の客体が殺傷罪にいう人かそうで

母体内でヒトは一 客体に内在する基準として、人と胎児の区別基準とされるのは、 個の細胞から胎児へと発達し、母体外で生存可能になるまで成長する。すなわち、まず、新しい 生命体としてのヒトの成熟度である

ヒト生命体は受精卵から始まる。受精卵は細胞分裂しながら「桑実胚」とよばれる細胞塊が、

周囲を取り巻く層と中

心部に位置する細胞群に分化し、 ができるようになってからのそれは「胚盤胞」とよばれる。 後者が 「胎芽」を形成する。 桑実胚の内部の細胞間 胚盤胞は子宮内をただよっているうちに子宮内膜 の隙間に液体がたまって腔 ()胚

めまで母体内で成長する。これより早く母体外に排出される場合は「成育可能限界」、すなわち、 とよばれる。 と接触し、「着床」するに至る。 妊娠一○週が経過したヒト生命体は、 胎児の段階では、 すでに形成された器官や構造が成長ないし発達していき、 妊娠一二週までには、 通例、 頭と胴と手足をもち、 脳と脊髄を除く器官や身体各部の構造が完全に形成される。 人間らしい見た目になることから、 ふつうは妊娠三六 新生児医療によって 「胎児」 几 [○週 矢

保育器の中での成育が可能かどうかで、流産と早産に分かれる。

期」としたのが、「当面の」判断基準になる、と。これが「独立生存可能性説」である。(st) 年の厚生省事務次官通知が妊娠二二週未満を母体保護法二条二号にいう「母体外で生命を保続することのできない時 れているという意味での成育可能限界に重ね合わされる。 として扱ってよいと説く。 東は、 独立生存可能性説に対しては、人と胎児の区別そのものがなくなりかねないとの批判が向け 医学上の胎児も、 生存可能性は、 母体外で「独立して生存可能 理論的に母体外で成育可能かどうかではなく、 したがって、「母体保護法の運用上の擬律」として、 な程度まで成熟しているならば、 母体外での成育例が報告さ 殺傷罪における られ る。 これ 人 は 百

説が提唱されてすぐに土本武司によって提起されたけれども、(55) 認め得る、 ようである。 現状においては認めざるを得ない」 伊東は 「独立生存可能性の発生をもって着床後出生前の過程における人間の生命の法価値的区別をなお から、 批判はあたらないと述べるにとどまった。 理由が付されていなかったため、 伊東は応答しかね

の始期も早められる。極端な話、 のほどこしようがあるかどうかの のと思われ 右批判は、 独立生存可能性が成育可能限界、 伊 東 0 Vi う独立生存可能性は、 受精卵を人工子宮で成育することが可能になった暁には、 問題だから、 新生児医療が発展し、 胎児が自然の分娩期に先立って母体外に排出されたときに、 したがって、 新生児医療の水準によって左右されるという点を衝くも 成育可能限界が前倒しされるのにともない、 受精卵の破壊も殺人にあ 医師に手

たることになるのではないか、

胎児の区別を「殺人・致死傷罪が適用されるかどうか」の問題として捉えなおしているからである。 別に検討されるべき」だというのである。しかし、所論は批判になっていない。というのも、(⑤) 排出された産児がまだ生きているという場合に、その生命を絶っても殺人にあたらないという結論は、「人の要件とは 存可能であって、生きて生まれてきたからには「人」として扱われるべきだとする。人工妊娠中絶によって母体外に これに関連して、佐伯(仁)は、妊娠二二週未満の超未熟児であっても、現在の医療水準の下で一定期間 伊東は、ここでの人と

ども・赤ん坊」に等しいように感じられるはずだ、と。妊婦のそのような感覚を根拠に堕胎を殺人に類比するどころ 認める。それでも、「自己の体内に在って既に子宮壁を手足で突き上げたりする」胎児は、妊婦にとってはもはや「子 な相違を人と胎児の区別に落とし込むという、本説のアプローチそのものは評価されてよいように思われる。 か殺人そのものだとするのは、後述するように、ジェンダー論的な視点からは支持しがたいものがある。 してよいとしながら、「この感覚の正当性を理論的に根拠付けることが可能であるか否かは甚だ疑問ではある」ことを づけようとする独立生存説の試みが成功しているともいいがたい。伊東は、妊娠二二週以降の胎児殺に殺人罪が成立 |構成要件の問題| として立てられるべきであることを改めて教えてくれる。殺人不法と堕胎不法のあいだの決定的 それはともかく、 とはいえ、客体それ自体の価値の差によって殺人と(現行制度下における)人工妊娠中絶とのあいだの相違を基礎 独立生存可能性説は、「人か、それとも胎児か」という問いが、殺人、 傷害、 ならびに過失致死傷

文堂、二〇〇二)二〇頁は、 伊東研祐「『人』の始期について」法学研究八○巻一二号(二○○七)二四○頁を参照。同 生命・身体の罪における客体としての人の始期が、「最も基本的な(ある意味で、 『現代社会と刑法各論 所謂権利というもの

- とは異質な)法益たる生命・身体が害されない状態の保護を享受する時期」がいつ始まるのかの問題だとする。
- 53 以下、前掲・武谷ほか監修『プリンシプル』六頁以下を参照
- 54 伊東 『現代社会と刑法各論 [第二版]』(成文堂、二〇〇二) 一八~一九頁
- 55 土本武司「水俣病事件最高裁決定」警察学論集四一卷五号(一九八八)三六頁。
- 56 伊東·前掲『現代社会』一九頁
- 57 佐伯 (仁)·前揭法学教室三五五号八〇頁
- 58 る事案を見ないという意味で『規定が事実上無意味』」という認識があるためかもしれない。 伊東·前掲 『現代社会』二二~二三頁。かくも粗野な議論が展開されるのは、 わが国では 「現在においても堕胎罪は殆ど適用され
- (59) 次章第二節を参照

第三節 出産開始説とその課題点

その嚆矢を放ったのは、塩見淳である。彼によれば、これまで出産開始説に支持者がいなかったのは、(80) 出 産開始説がわが国で有力に主張されるようになったのは、比較的最近のことである。

同説が

じないこと、 部露出説対全部露出説という構図からはじき出された」ためである。けれども、出産開始説に立てば処罰の間隙が生 ることから、 同説には「今日、もっと適切な評価と位置づけが与えられてもよいように思われる」。 (6) 実務上の利益として、 出産過程における医師や看護師、 助産師の過誤を業務上過失致死傷罪で捕捉でき

医の勤務条件が過酷であること以外に、医療過誤訴訟のリスクが高いこともあげられる。 ているほどには、 出産中の医療事故を刑事事件とすることが政策的に望ましいということは、少なくとも出産開始説の支持者が考え 自明ではない。わが国では産婦人科医の人手不足が深刻化しており、その理由としては、 出産開始説を採用すれば 産婦人科

になりはしないだろうか。ともかく、 (3) これらに「失敗すると逮捕されるリスク」まで付け加わることになって、 メリットとデメリットの秤量がおこなわれていない「刑事政策的理由」に、さ 産婦人科医の人手不足に拍車をかけること

ほどの説得力があるとも思われない。

懸念されてきたことであり、彼は出産開始説という最も簡明な解決を提案した。この点はどうだろうか 塩見の論拠は前段に絞られる。 出産開始から一部または全部露出までのあいだの 「処罰の間隙」 はかね

堕胎にも、また殺人・傷害・過失致死傷にもあたらない行為は不可罰なのだと主張することは可能である。ならば、 が、まず、この通説自体を争うことが可能である。ここでは争わないとしても、所論は だというわけではない。所論の前提にあるのは、「堕胎罪は胎児の生命・身体を保護する規定である」という通説だ 身体を等しく扱え」と主張するものではない。さて、刑法はヒトの生命・身体を断片的に保護しており、したがって、 るというのは、一見すると不当であるかのようにみえるけれども、よくよく考えてみれば、 処罰の間隙」はあってもかまわないことになる。ただ、それでも、 胎児のあいだは堕胎罪によって保護されているのに、 出産が始まると一部または全部露出まで刑法的保護がなくな かの処罰の間隙に違和感をおぼえるのはどうして 「出生の前後でヒトの生命 少なくとも決定的に不当

delivery)』が基準となる」と述べる。胎児か人かで、着床後のヒトの保護に格差があるのは ば胎児が母体から「『独立』すなわち『分離』」するのはどの時点かといえば、「それは医学的には は、『独立した』存在、あるいは独立した法益主体としては考えられていないということに求められる」として、 岡上である。 法律学的意味における人にとって決定的なのは母体からの独立である、ということを出産開始説の論拠とする 彼女は、 胎児殺が堕胎罪として殺人罪よりもはるかに刑が軽い のは、 「胎児が母体 「独自の法的意味」づけ 『娩出 の中にい (Ausstosung, . る間

なのだろうか。このことは改めて問われてよいことのように思われる。

を医学的に裏付けられた外在的な基準に依拠させる」べきだというのである。 であるところ、それは 「社会における日常用語や医学的な裏づけ」を必要とする。 だから、 胎児と人の区別の 基準

何も述べていない 換えることも、言葉の上では可能である。ところが、どうしてそのように言い換えてはいけないのかについて岡上は 体から独立する」ということを「母体から分離される」と言い換えるけれども、 がそもそも欠けている。その点を措くとしても、 いうのにとどまる。平川宗信のように、 岡上が自認するように、人と胎児の区別を理論的に基礎づけることを放棄してしまっている。 母体からの分離・独立を「母体への包摂性」の喪失としての一 出産が母体からの分離・独立を意味するのは、医学的にはそうだと 両者が等価であるということの論証 部露出と言 彼女は 母

他の論者による出産開始説の理由づけも不十分なように思われる。

時にある」と述べる。それが「最も自然」なのだ、と。 区別」しかなく、「胎児として胎内にとどまるか、独立した個体として社会に出てくるかの分岐点は、まさに出 辰井聡子は、胎児と人のあいだには「無事に世に生まれ出でて社会の一員となったか、なっていないかだけによる 産開!

社会学的認識から引き出されているのだろう。そうだとして、社会学的意味における人を法律学上の概念としての人 げるまでは に重ね合わせるのはなぜか。そもそも、「社会の一員である」とはどういうことか。日常用語上、少なくとも産声をあ 過程にあるヒトは日常用語上はもはや胎児ではないけれども、だからといって、それがどうして法律学上「人」であ いに答えたに等しいように思われる。「社会の一員」なる基準は、おそらく、「社会は人によって構成される」という あたかも出産の開始が胎児の意思的行為であるかのように表現するのは言葉の綾だとして、 「無事に世に生まれ出でた」とはいわないのに、 なぜ出産開始が「分岐点」になるのか。たしかに、 所論は問いをもって問 出産

には同価値」だからだとされる。

するわけではなく、自然による母体内での発育の完了と医師の判断によって母体外での発育に切り替わるのは

「法的

ない。

すべき」だとされる。ただし、自然の分娩期に先立って、すなわち母体内での発育が完了する前に、帝王切開によっ は、井田良である。それによれば、出産の開始というのは、「母体内における発育の完了を示す自然的な徴候にほ て胎児が取り出される場合の人の始期は、子宮が切開された時点だという。これは、出産開始説の部分的放棄を意味 らない」のであって、「人としての発育の完了が医学的に明白なものとなった」以上、「人としての刑法的保護を開始 ることを意味するのか。これらの問いに彼女は何一つ答えていないのである。 出産の開始をもってヒトが医学的な意味での胎児でなくなるということを理由に出産開始説を支持するの

かな

王切開による分娩は「法的に同価値だ」と彼は述べるけれども、どういう点で同価値なのかも、 れがどうして法的概念としての胎児と人の区別になるのかについて、井田は何も述べていない。また、自然分娩と帝 り出すことによるにせよ、それらが医学上「母体内での発育の完了」を意味するのは、そのとおりである。でも、そ は理由づけの出発点であっても、 終着点ではないだろう。自然分娩によるにせよ、 帝王切開によって胎児を取 明らかにされてはい

身体」として手厚く保護することを基礎づけるのかに存する。 紛れもない事実である。 始説が取り組むべき課題もまた明らかになった。 以上から、 出産開始説はこれまで説得力のある論拠を示せてこなかったということがわかると同時に、 問題は、そのことがどうして、母体から分離されたヒトの生命・身体を刑法上「人の生命 出産開始の時点で産児が 「母体から肉体的に分離する」というのは 出産開

解答の手がかりはすでに与えられているように思われる。それは以下の二点である。

とが試みられなければならなかったのである。 て、「胎児は権利の帰属主体たりえない」という命題――ここでは「権利主体テーゼ」とよぶことにする――を導くこ ない。けれども、 なのだから、社会学的意味における人を法律学上の概念としての人に重ね合わせることは、少なくとも間違っては 彼女はいわば補助線を引いただけで終ってしまった。上記認識を法律関係に落とし込むことによっ

第一の手がかりは、「社会は人によって構成される」という辰井の社会学的認識である。法律関係は社会関係の一つ

る。 開始説は権利主体テーゼだけでなく「権利客体テーゼ」、すなわち、「母体から分離されるまで、 て何かしらの「権利」をもつことになる。「人」の生命・身体に対する罪によって保護されるヒトの生命・身体は、 一人の生命・身体』として保護されることはない」という命題からも導かれる。 権利」の客体として、したがって、当該権利が落とし込まれたものとして捉えられる。結論から先に述べれば、 第二の手がかりは、 権利主体テーゼからは、 出産開始が「母体内における発育の完了」を意味するという井田の医学的 出産の開始をもって母体から分離された存在が「人」として、自らの生命・身体に対し 井田の上記認識は権利客体テー ヒトの生命 ·生物学的認識 ・身体は 出 であ 右

- 60 理由である。 八二頁。分娩によって胎児が「母体から分離されれば、母体に関わらず独立して攻撃の目的」となりうるからだというのが、支持 ただし、旧刑法時代に出産開始説を支持していたものとして、勝本勘三郎の明治三九年度講義録 「刑法析義各論之部·下巻」 (明治法律学校出版部講法会、 一九〇一)に類似の記述は発見できなかった。 (京都法政大学、製本年不詳) 兀
- 61 塩見 |演習」法学教室二二三号 (一九九四) | 一七頁
- 62 岡上・前掲筑波法政三七号八九頁も同様である。

31

63 辰井聡子「生命の保護」法学教室二八三号(二〇〇四) 五二頁は、 産婦人科医等が刑事責任に問われるのを避けるために全部露出

説をとるというのでは、「攻撃可能性を理由に『人』を基礎づけるのと変わらない。医療関係者の罪責は、過失の有無をめぐって争 メリットはあるように思われる。 有無が検討されるまでもなく、業務上過失致死傷罪はおよそ成立しえないのだから、客体の問題として取り扱うことにはそれなりの われるべき問題である」と述べる。自説の裏づけに刑事政策的メリットを援用するというのも理由づけの方法の一つであるけれど それは「理論的に基礎づける」ということとは区別されるので、辰井の批判は失当である。また、全部露出説をとれば、過失の

- が子宮口外部まで達しているものである(さらに骨盤にまで達することもあるという医学上の見解もある)」ので、「母体からの『独 岡上・前掲筑波法政三七号七九頁。さらに、同論文八八頁は、医学的には、開口陣痛の時点で産児の「先端部分 (頭または臀部)
- とするが、岡上は、胎児が母体から分離されるのと法益主体として母体から独立するのとは等価だと解しているので、批判としては 立』・『分離』は、開口陣痛の時点ですでに開始しているものと考えることができる」と述べる。 佐伯(仁)・前掲法学教室三五五号八一頁は、出産開始は胎児が独立を開始したことをあらわすにすぎず、独立そのものではない
- (66) 平川宗信『刑法各論』(有斐閣、一九九六) 三七頁

的外れではないかと思う。

- (67) 岡上·前掲筑波法政三七号九五頁注四一。
- (8) 辰井·前掲法学教室二八三号五二頁。
- 井田・前掲『各論』一七頁。すでに、同「人の出生時期をめぐる諸問題」刑事法ジャーナル二号(二〇〇六)一二二~一二三頁。

第三章 「生きる権利」の侵害としての殺人不法

第一節 生命倫理学におけるパーソン論

見解が存在する。これは、中絶規制の合憲性をめぐって、「生命に対する権利」(right to life) が胎児に帰属するかどう 「胎児は人でない」ということから妊娠中絶を倫理学的に正当化する試みの一つに、「パーソン論」とよばれる

ォレンの所説をみることにする。

かを論じるアメリカの倫理学説である。本稿では、

その古典的論考たる、

マイケル・トゥーリーとメアリ・アン・ウ

ない権利はある。でも、 ないということを、彼は以下の例を用いて説明する。成熟したヒトが、即時に殺害されるか一時間拷問されて解放さ れるかのどちらか一方の選択を迫られたら、 命に対する重大な権利」の帰属主体という意味で用いる。生命に対する権利が他の権利とは範疇を異にするかもしれ 出産直後の子猫を水に沈めて死なせることよりも、子猫を一時間痛めつけることのほうが深刻な不正のように思 ーリーは、「ひと」(person)という言葉を、 つまり、 子猫には、痛めつけられない権利、これを一般化すれば、自己の欲する物・ことを他者から奪われ だからといって、子猫が生命に対する権利をもつということにはならない。 間違いなく後者を選ぶ。ということは、殺害は傷害よりも悪い。 単に「諸権利」(rights) が帰属するというのではなく、とくに「生

ば、 在し続ける」ことであって、それを欲するためには、自己がそのような主体であるとの信念をもたなければならない。 ゆえに、生命に対する重大な権利をもつこと、したがって、ひとの要件は、「経験の持続的主体としての自己の概念を するのであって、その意味では、権利の帰属主体たりうる。けれども、「生きる」というのは、そのような主体が「存 うのは、「自己についての観念」を備えた有機体にしか欲することのできないものだ、とトゥーリーはいう。 生命に対する権利も「権利」である以上、それは生きるのを欲することに関係づけられるけれども、「生きる」とい 権利は「経験およびその他の心的状態の主体」に帰属する。子猫も空腹になれば餌を欲するし、 かつ、自分がそのような主体であると信じているということ」なのだ、と。 苦痛を嫌がりも 彼によれ

主体であると信じているといえない有機体が生命に対する権利をもたないのだとすれば、胎児だけでなく、出産直後 ここからトゥーリーは驚くべき帰結を引き出す。 経験の持続的主体としての自己の概念をもち、 自分がそのような

ゆえに、

道徳的共同体の一員たる「ひと」たりえないから、

胎児は道徳的権利としての生命に対する権利を有しな

の嬰児を殺害することも殺人ではないということになる、というのである。

道徳的意味から生物学的意味へとすり替えられている、とウォレンはいう。 児を殺すことは間違っている」(結論)と、三段論法を用いて推論するとき、大前提と小前提とで「人間」の言葉が、 者が「罪のない人間を殺すことは間違っている」(大前提)と「胎児は罪のない人間だ」(小前提)から「ゆえに、胎 学的」、つまり、生物学的意味におけるヒトと道徳的共同体の一員としての人間の二つの意味がある。妊娠中絶反対論 であるところ、 うことになる。道徳とは「道徳的共同体」、すなわち、「完全で平等な道徳的書権利をもつ存在者の集団」内のルール 彼女がいうには、 二 トゥーリーとほぼ同時期に、胎児がひとでないことを理由に妊娠中絶を擁護したのが、 道徳的共同体は「人間」(human being) によって構成される。さて、「人間」という言葉には、 妊娠中絶が道徳的に間違っているのだとすれば、それは胎児が道徳的共同体の一員だからだとい ウォレンである。 「遺伝

多数の題材についてコミュニケートする能力」まで含まれる。(空) の種類のメッセージをコミュニケートする能力。 と」の特徴には、 いて、あるいはその両方について」自己の概念と自己意識をもたなければならない、とウォレンはいう。さらに、「ひ その中には、「意識 ること」(personhood) の要件を満たす必要がある。彼女はひとの「最も中心的な特徴」として、五つの要素をあげる。 「自己の概念と自己意識をもつこと」も含まれる。それも、「自分という個体について、あるいは自分が属する種につ ウォレンによれば、 「推論能力 (自分の内外の対象と出来事についての)、特に痛みを感じる能力」や「自発的な活動」のほか、 道徳的共同体の一員たるには、生物学的意味におけるヒトであるだけでは不十分で、「ひとであ (初めて出会う比較的複雑な課題を解決する発達した能力)」や「何らかの手段で不特定 すなわち、単に不特定の数の内容をもちうるだけでなく、不特定の

の生きる権利は「生まれたてのグッピー」の生きる権利以上のものではなく、「この程度の重さの権利が、 いものだという。 ウォレンは、 胎児の生きる権利を、それが「ひと」に類似するぶんだけ認めようにも、その重さは取るに足りな たとえ見た目が私たちにそっくりであろうと、上記ひとの要素を備えていないという点では、 妊娠 のどの

段階であれ、 女性の中絶をする権利よりも優先されることはありえない」と、彼女は言ってのける。

生命倫理におけるパーソン論は人工妊娠中絶の道徳的正当化をめぐる議論に新たな視点をもたらした。

り、 は次の「バイオリニストのたとえ」を使って問題を整理する。知らないうちに自分の身体とさる著名なバイオリニス 意思に反して使用し続けるのを拒否することだと捉えられる。 (で) 胎児を人であるとして、人工妊娠中絶は、胎児という「他人」 月で、その後は分離するから、しばらく我慢してほしい、と。あなたはこの状況を受け入れるべきか。つまり、仮に トが背中合わせに結合されていて、医師から次のように告げられる。バイオリニストは重篤な腎臓病に罹患してお それまでの議論は、 あなたの腎臓を使って血液を透析するよりほかに、彼の生命を維持する手段がなかった。治療に必要なのは九か 人工妊娠中絶を(攻撃的)緊急避難として捉えてきた。これに対して、ジュディス・トムソン が自らの生命を維持するために、妊婦の身体を彼女の

妊娠中絶をしてよいかどうかは、胎児の生命の価値との衡量に関係なく、 にも生命はある」というだけでは、 が自分の腎臓を使う権利を与えたのでない限り、 価 .値が優越することを理由にするけれど、胎児が妊婦の身体を彼女の承諾なしに利用したというのが事の発端なのだ トムソンがいうには、人工妊娠中絶に反対する論者は、妊婦の身体に対する権利と胎児の生命を衡量して、 胎児に妊婦の身体を以後も利用させよという「権利」はない。バイオリニストのたとえでいえば、「あなた自身 懐胎を続けなければならないことの理由にはならない。かく解することで、 誰であろうとそんな権利などもたないからである」。ゆえに、「胎児 自己の身体を他人に使わせる理由があるか 後者の

せるように思われる。

どうかの問いに帰着する。

こから入ってきた種子が根づいて「人間の草」になったからといって、そのまま生やしておくべきだと説く者はいな を担っているのではないか。トムソンによれば、子供が欲しくない女性にとって妊娠とは、家の窓を開けたら「人間 いだろう、と。この例えに納得する人はあまりいないと思う。 の種子」が入ってきたというようなもので、避妊の失敗は「網戸の一つに穴があいていた」場合にたとえられる。そ により性交におよんだところ、避妊に失敗したという場合、妊婦は「未生のひとがそこに存在している責任の一端」 場合に限定されない。トムソンもこのことに気づかされていた。妊娠のリスクを認識しながら、それでも自らの意思 胎児が「妊婦の身体を利用する権利を取得する」のは、「所有者」である妊婦から利用権の設定を受けた

彼らの見解は、その成否はともかく、「胎児は生きる権利をもたない」ことを法学的に正当化する試みとして捉えなお 持を失っているどころか、トゥーリー自身が改説している。けれども、それは倫理学説としてのパーソン論であろう。 うものであっても、殺人、すなわち、ひとの「生きる権利」の侵害とは範疇を異にするからである。 解放しようとした。胎児はひとでないとするパーソン論に立てば、人工妊娠中絶は、それが胎児の生命剝奪をともな 几 パーソン論は、トムソンとはちがうかたちで、妊婦の身体に対する権利と胎児の生命の衡量論から妊娠中絶問 以上の、トゥーリーやウォレンの所説はなお意義を失っていない。たしかに、古典的パーソン論は現在では支

ソナリティ」とかといった、何かしらの内容をともなった概念として用いてはおらず、彼のパーソン論は、「権利を ここで確認されるのは、人格の概念が、誰かに権利が「帰属する」(attribute) ことに関係づけられているというこ 江口聡によれば、 わが国での理解と相違して、トゥーリーは、ひとを日常用語にいう「人格者」とか、「パ

り、トゥーリーとは異なる前提に立っている。

与えるか否か、ではなく、権利をもっていると主張することが有意味にできるか否かに関する形式的な議論」

ないか」という疑問は、それらの権利の帰属主体が、いわば実体として存在するための条件として生命権を捉えてお 利は認められないということがあってもかまわない。「諸々の権利があっても、生命がなければ元も子もないのでは をこえた意味をもつための条件である。したがって、「痛めつけられない」権利が認められるのに、「殺されない」権 立っていない。「『ひと』である」とは、「殺すな」という言葉が、殺される時点で感じる痛み等の不快を欲しないこと 人間である。ゆえに、**の権利を有する」と主張するのが従来の人権論だとして、トゥーリーはそのような前提に つまり、人間が「人間らしくある」ための不可欠の条件を括りだし、それを「権利」へとしつらえることで、「私は

ば、その能力がなければ、有意味な権利主張は成立しえない。その意味で、人と同様の「生きる権利」は胎児に帰属 権利を「主張する」ということが、その定義上、推論だとか、他者とのコミュニケーションだとかを含むのだとすれ 例えば、犬や猫がいくら可愛いくても、それらと「人としてなすべきこと」を討議しようとする者はいないだろう。 そうだとして、ウォレンの、一見するときわめて偏狭な「ひとであること」要件も、一定程度は了解可能である。

- 70 崎宣次訳]。 マイケル ・トゥーリー「妊娠中絶と新生児殺し」江口聡編・監訳 『妊娠中絶の生命倫理』(勁草書房、二〇一一)八四~八五頁〔神
- (71) トゥーリー・前掲書九〇~九二頁

しないのである

- (72) トゥーリー・前掲書一一二頁。
- $\widehat{74}$ 73 ウォレン・前掲書一二八~一三〇頁。強調部分は、原文では圏点。 メアリ・アン・ウォレン「妊娠中絶の道徳的・法的位置づけ」江口編・監訳・前掲 『生命倫理』 一二六~一二八頁 〔鶴田尚美訳〕。
- (75) ウォレン・前掲書一三四頁。
- 76 ジュディス・ジャーヴィス・トムソン「妊娠中絶の擁護」江口編・監訳・前掲『生命倫理』一三頁
- (77) トムソン・前掲書二〇~二二頁。
- よる人助けを強制されることをあらわしているのではないかとの問題提起に至るからである。このことが看過されたために、 リア人の法」問題、すなわち、女性が懐胎を継続しなければならないのだとすれば、それは「女性である」というだけで自己犠牲に きる権利に先行する、という議論の是非にかかっている」というべきであろう。というのも、 上回るものではない、という議論の是非にかかっている」と述べるが、正確には、「妊婦の自己の身体に対する所有権は、 国においてトムソンの議論が誤解されてきたと述べるのは、塚原・前掲『リプロダクティヴ・ライツ』二四八~二五一頁。 山根純佳『産む産まないは女の権利か』(勁草書房、二〇〇四)六五頁は、トムソンの議論の成否が「『生きる権利』は、 トムソンの行論はこの後、
- (7) トムソン・前掲『生命倫理』二四~二六頁:
- (8)江口「国内の生命倫理学における『パーソン論』の受容」京都女子(8)『編者解説」前掲書二八三頁〔江口〕。
- 部分は、原文では圏点 江口「国内の生命倫理学における『パーソン論』の受容」京都女子大学現代社会研究一〇号(二〇〇七)一二二~一二四頁。

第二節 人と胎児の線引きをめぐる論争

る。 したユダヤ人の総数をはるかに超える胎児の生命が破壊されている、という衝撃的な書き出しから、 「線引きの根本的思想は生命をそれが現有する能力・資格によって、生きるに値する生命とそうでないものとに分 わが国の法哲学において、胎児と人の「線引き」に異を唱えたのは井上達夫である。わが国ではナチスが虐殺 彼の論文は始ま

た、とも彼は述べる。井上は線引き論からナチズムを連想するのである。 い見解と捉えるのである。さて、「生きるに値しない生命は絶ってもよい」という思想はナチスの支持するところだっ かつこと」であって、パーソン論も「この思想をひきずっている」。彼はパーソン論を胎児に「生きる資格」を認めな

徳的にレレヴァントな差異が存在することを示す重い挙証責任が課される]。 ぐりがすでに樫の木だとはいわないのと同様に、受精卵がすでに人だとは誰もいわない。 すると謬論であるかのように見える。トムソンが批判するように、どんぐりが一本の木に育ったからといって、どん 変わらないということは、すなわち、すべての時点を通じてヒトは不変であるということだ」と推論するのは、 一性連関」が存するのである。それにもかかわらず胎児と人とのあいだの線引きをしようとする者には、そこに「道 それが存在しなければ、今・ここにいる私も存在しない。つまり、 井上は、生命を連続的な過程と捉える以上、「胎児の生命は人の生命と等価値である」という推定がはたらく 何らかの時点を境にヒトが別の実体に変化するわけではないけれど、だからといって、「任意の時点の前後で 両者のあいだには「ある種の実在的な同 しかし、たとえ受精卵であ

ばならないとしたけれども、「必要者が必要物に対して権利をもつということはけっして言葉の誤用ではない」の となえ、正当化を「要求する」以前に、それを欲すると否とにかかわらず、正当化を「必要とする」存在との を充足する義務を負うことがある」。トゥーリーは「生きる権利」を主張するためには、「生きる」ことを欲しなけれ で展開される。「人は自分では願望できない対象も必要とすることがあり、 さらに、井上がいうには、「権利のための闘争」は、自己に対して他者が力を行使しようとすることに対して異議を その必要の重大性ゆえに他者がその必要

井上の批判が線引き論者の神経を逆なでしたのは想像に難くない。井上に対してフェミニストの立場から激

藤

(秀)

の発言に同意する人はいないだろう。彼がいいたかったのは、

おそらく次のことではないかと思われる。す

いがたい。

未来は想像しえない

客観性に乏しい点に目をつぶってもなお、成功しているとはい

く反発したのは、社会学者の加藤秀一である。

が ら、「未来とは、 とに間違いのない存在者)になったであろう」ということは関係ない。妊娠中絶をしなかったとすれば実在したであ いうけれど、井上は胎児が人と同様に、生きている「者」であることを論証していない、と加藤(秀)は批判する。 問うことがそもそも有意義かどうかの問いに関わる。胎児も人も「生きている」のだから線引きは不可能だと井上は 間という種に属する として適切でない。残る②の「人間」とは、「私」という「人称で指し示されるような存在者である以前の とに求めるものの三つに大別される。 るところから、 ろう「未来の子供」を「『われわれ』に回収しようとすることは、途方もない暴力であるようにみえてくる。」なぜな 表現はヒトに限らず、「シャーレの中の細胞」も含む、あらゆる生命体について用いることができるので、線引き基準 のタイプに対してあてはまるにすぎないという。もっとも、①のタイプの線引き論に対しては、「生きている」という ①生きていることに求めるもの、②「人間」(human being)であることに求めるもの、③「人格」(person)であるこ 加藤 『われわれ』の想像をあらかじめ越えた(もしかするとわれわれの尺度にとっては邪悪な)存在であることを見切 (秀)によれば、胎児が人間であるかどうかの問いに、「妊娠中絶しなかったとすれば、それは人間(であるこ 胎児と人の線引きは不可避だとする。それによれば、「線引き」論には、「生命権の主体を決める根拠」を、 再び考え始めるべきではないのか」。 想像不可能な何ものか」だからである。「胎児を真に未来を担う存在として考えるなら、彼・彼女ら 〈個体的存在者〉そのものの謂」で、この基準は、問題の生命体が「パーソンであるか否か」を 加藤(秀)もパーソン論と井上と同様に捉えたうえで、彼の線引き論批判は③ (中略) 人

われ」の行動が規制されるわけにはいかない、と。そうだとしても、井上は、実在する胎児を実在しない「未来の子(88) 供」に置き換えよとは主張していないので、 は今・ここに実在しないどころか、 なわち、 未来とは、 その定義上、 ある意味で現実を離れることによって心に思い描かれるものだから、「未来の子供 架空の人物であって、そのような「存在者」によって今・ここに実在する「われ 議論がかみ合わないのは無理からぬことであった。

得される」と述べるのは正しいにしても、「胎児の生命権の名においてなされる一切の要求の正当性吟味の必要をア・(※) の立場も挙証責任を共有して対話を続けること」こそが必要なのだ、との 責任は女性の側が負うべきである。逆に、「胎児生命権を絶対化して女性の自己決定権の生殖過程への適用可能性を 教条的暴力である」。 プリオリに排除するために、(中略)『産む性の身体感覚』を持ち出すとしたら、それは批判的対話を封殺する一つの を認めないためではなく、女性が自由を主張するための道徳的「対話」の枠組を設定するためのものである。 原理上否定する側にも重い挙証責任」は生じるのであり、しかも、井上はそれを「遂行不能と考える」。要するに、「ど 秀 Ξ が、妊娠した女性にとって、 井上にとって、胎児に生命権を認め、これと女性の自己決定権が衝突するという図式は、 胎児が「他なるもの」かもしれないのであれば、疑わしきは生命を奪われる胎児の利益に、 胎児は自己の一部であるとともに他なるものであるという、 両義的な存在として感 人工妊娠中絶の 挙証 加 自 藤

あることは自説の認めるところである。そのかぎりで妊娠中絶の道徳問題は生じる、との が生命に対する権利の主体としての「人間」であることであって、「(初期)胎児をも潜在的な 女性の自己決定権との相剋が存在しないと主張」するものではないと述べる。 これに対する加藤 井上にとって胎児の生命権は、「生命を絶たれる胎児は、 (秀)の反論は、攻撃的な筆致ながら、実質的には釈明である。彼は自説が その (道徳的) 正当化を必要とする」ということ 線引きによって否定されるのは、 (potential) 『人間』」で 「胎児の生命保護と

も捨て台詞ともつかない言葉を残して、彼は井上との論争を打ち切った。 ほど大きくないのではないか、と井上は応答した。この冷静な受け止めは加藤(秀)を失望させたようである。(窒) を意味しているのだから、加藤(秀)との相違点は、それを権利とよぶか否かでしかない。ゆえに、「初期胎児の前生 倫理学はもともと自分にとっては「他人の土俵」で、いまはそこを「ひとまず降りるべき時が来た」との、言い訳と 命権的保護利益なるものがいかなる倫理的ウェイトないし規範的効果をもつのか」という点では自説との隔たりは

だ、 藤 反映させるとするならば、全く別の概念が必要になるのかもしれない」。山根純佳も同様の図式で捉える。いわく、加 性の経験」を無視した、男性中心的な議論枠組に法学や法哲学がとらわれており、「もし女性の経験を法学や法哲学に 自他の権利の衝突として妊娠中絶の問題を捉えるのは、胎児が自己でもなければ他者でもない存在であるという「女 江原由美子によれば、井上のごとく、妊婦の「自己」決定権と妊婦にとっての「他者」である胎児の生命権という、 (秀)は「フェミニズムの言語に対するリベラリズムの言語の圧倒的な優位」のなかで勝ち目のない論争をしたの

題は、責任や権利といった概念の遥か以前に位置するもの」だというのである。(%) えそれが自己の生命を保全するためにやむをえずしたことであっても、「殺人を犯してはならないという倫理学的命 ると考えたからだろう。彼は「全く直観的な問題提起」として、「倫理的に正当化が可能な殺人」の存在を争う。たと ように思われる。 四 それでも、 加藤 線引きをめぐる議論は、法哲学者として井上が向き合う必要のあった重要な法的論点を含んでいる (秀)が人と胎児の線引きにこだわるのは、そうしなければ妊娠中絶が殺人に等しいことにな

論はこれを打破する一つの試みだといえる。江原や山根のいうように、自己と他者とのあいだの関係を権利 妊娠中絶を選択せざるをえない女性を追い詰めてきたのは、「堕胎を殺人に類比する」という思考であって、

的に人を殺すのと同様のかたちでは悩みたくないからそうするのである。(88) のだという井上の認識には、「なぜ線を引こうとするのか」への理解が不足しているように思えてならない 関係として捉えることがそれ自体として「ジェンダー論的」批判の対象となるかどうかはともかく、「堕胎理 なしに堕胎の可否が決定されてしまう」から、線引き論は の批判の本質点はそこにあるのではなかろうか。女性は悩みたくないから線引きをするのではない。緊急避 「人間の道徳生活の複雑性と多義性 (中略) 排 除する」も 由 加

論 学的視角から、妊娠中絶をめぐる「道徳的対話」に埋め込まれた女性への抑圧の構造を明らかにすることで、 者の論証を反駁すべく、「他人の土俵」でもどかしく論陣を張って途中で投げ出すのではなく、自分の土俵である社会 類比することにはならないということも、あわせて論証すべきであったように思う。逆にいえば、 証 の要求を井上に突きつけるべきだったのである。 井上は胎児にも生命権があるということだけでなく、胎児に生命権を承認したからといって堕胎を殺人に 加藤 (秀) は、前

83 82 品を生産した」ことを根拠に、ナチスはユダヤ人をそもそも人間でないと考えており、 において、「ナチはユダヤ人をガス室で殺戮しただけでなく、その死体から脂肪を抽出して石鹼を製造し、その皮膚を剝いで皮革製 を重ね合わせるのは失当であろう。また、井上「胎児・女性・リベラリズム」江原編・前掲書一 民族の存続のために果たすべき「ドイツ人の義務」として、自己犠牲を一方的に強いられたのであって、安楽死政策にホロコースト トラーの真意についての推測の陳述である)、不治の病者が「ドイツ人」としての扱いを否定されたわけではない。つまり、 たとするのは、 ナチスによる安楽死の促進は戦時体制下における医師・看護師や医薬品といった人的・物的資源の分配にも関係しており (いわゆるT4作戦) 南利明『ナチス・ドイツの社会と国家』(勁草書房、 ・生命・倫理」 の計画立案者の一人であったカール・ブラントの被告人供述だが、 江原由美子編 『生殖技術とジェンダー』(勁草書房、一九九六、初出一九八七) 一九九八、初出一九九四)三四五頁。その根拠とされるのは、 しかも、その思想は「単なる観念としてでは 一〇一頁は、 引用部分は事実というより、 後述の加藤秀一との論争 $\widehat{\Box}$

- これらの点を考慮すれば、井上がナチスを引き合いに出したのはあまりにも不用意だったといわざるをえない。 なく身体的感覚として定着していた」と述べる。しかし、「人間石鹼」等は風説の域を出ないようだから、所論は前提を失っている。
- 84) 井上・前掲「倫理」江原編『ジェンダー』 一二~一五頁。
- 85)井上・前掲書一七~二〇頁。傍点は原文に従う。
- 86 | 江原編・前掲書(初出一九九一) 五六~六〇頁
-)加藤(秀)・前掲書六三~六六頁。)加藤秀一「女性の自己決定権の擁護」江
- 視するキャンペーンが保守派によって展開されるなか、その後のオカルトブームに乗って、「水子に祟られないために」という理由 じ・考えることと通底する旨の叙述がある。他方で、そのような感情は「水子供養という卑劣な商売」に利用されるとも述べる。戦 後の水子供養の流行については、塚原『中絶技術とリプロダクティヴ・ライツ』(勁草書房、二〇一四)八五頁以下を参照。 えてしまうという筋書きのテレビドラマに加藤(秀)がおぼえた「ある種の感動」は、胎児を「潜在的な人間」であるかのように感 で水子供養をする人が続出した。これを一種の霊感商法化とみれば、「卑劣」と非難したくなる気持ちはわからなくもない。けれど た胎児(に限らず、乳幼児)を供養する水子(すいじ)供養そのものは江戸時代からあったが、一九七〇年代以降、妊娠中絶を罪悪 もしも彼女が恋人と結婚していたら生まれていただろう「未来の子供」であり、結局主人公は結婚しないことにしたため、少年は消 加藤(秀)・前掲書六三~六四頁に、恋人と結婚するかどうかを迷っている主人公が一人の少年と出会ったが、その少年は実は、 水子供養そのものが悪習というわけではないだろう。加藤(秀)の見かたはやや一面的なように思われる。
- (8) 加藤(秀)・前掲「擁護」江原編『ジェンダー』五四頁。
- (1)口奏(冬)「『て主)目コモニュを一番要」手命して三く、「三し」。(%)井上・前掲「リベラリズム」江原編『ジェンダー』一〇二~一〇四頁。
- (%)井上・前掲「リベラリズム」江原編『ジェンダー』一一三~一一五四頁。(卯)加藤(秀)「『女性の自己決定権の擁護』再論」一三八~一三九頁。
- (93) 加藤 (秀)・前掲「擁護」江原編『ジェンダー』一五九頁。
- 「生命・生殖技術・自己決定権」 江原編・前掲『ジェンダー』 三三八~三三九頁
- (95) 山根・前掲『女の権利か』四四~四五頁。
- えず看守を殺害したとして、「私は良心の呵責に類するものを一片たりとも感じないだろう」とも述べる。さりとて、「それが『道徳 に非難を受けるべきことであるという可能性を私は認めるし、そのような責めに対して、何か有効な反論ができるとは考えられ (秀)・前掲「再論」江原編『ジェンダー』一四九~一五一頁。もっとも、 アウシュビッツ収容所から脱出するためにやむを

(8)、「「お」「「・」」、「・」、「・」、「・」、「・」(7)、井上・前掲「リベラリズム」江原編『ジェンダー』九八頁。

妨げられる」結果をもたらしかねないものだった、と。 は殺人者としての己を、己自身に意識させたい」等と述べたことは、「中絶を無事に終えられた喜びや正しい選択だったという確信 国では、一九七〇年代のウーマン・リブ運動の立役者の一人であった田中美津の当時の言説にさえもうかがえると述べる。田中 (美)の意図がそのような立場へと女性を追いやる社会への強烈な問題提起にあり、そのこと自体は評価に値するにしても、「あたし 塚原・前掲『リプロダクティヴ・ライツ』二三六~二三九頁を参照。人工妊娠中絶は「子殺し」と同義だとする固定観念は、 中絶の選択が自らの人生に及ぼしたポジティブな結果について表明することが抑制され、女性同士で体験を共有することさえも

第三節 「生きる」とはどういうことか

R一款 生命過程の排他性としての「生命に対する権利₋

み生じる反応という意味の「生活反応」は、life reaction の訳語である。つまり、「生きる」には「生命を維持する」と 語るときだけでなく、「生き物」とか「生命」という意味でも用いられる。人間に限らず、生きている動物の組織にの lifeという英単語は、「人生」とか「生」というように、その人の過去と現在、そして未来を一まとまりのものとして いう意味も存する。生命を維持するのに「自己」の観念は必要ないだろう。 ところで、「生きる」という言葉が人格の概念と結びつかなければならないかといえば、そうとはかぎらない。

て、生命、自由、 いことなのかもしれない。生命に対する権利はアメリカ独立宣言第二節の、「万人」(all men) が「その創造主によっ 憲法上の権利としての「生命に対する権利」もまた、それが人格として「生きる権利」なのかは改めて問われてよ および幸福の追求を含む、 一定の譲渡不可能な権利を与えられている」という文言にさかのぼる。

論』(一六九○年) にもよく似た表現が出てくる。 ◎ 独立宣言の中心的起草者であるジェファーソンはロックの政治哲学に大なり小なり影響をうけており、事実、

自分だけのものにすること、すなわち、人格による排他的支配を意味する。ロックは、身体を離れて存立する「精神 て、人格に行為とその功績が「帰属する」(apropriate)とは、他者に対して何らかの主張をするということではなく、 ある(記憶説)。この点では、トゥーリーのパーソン論はロックの人格論と相似する。ただし、ロックの人格論におい 場所における存在者がいま・ここにいる存在者と同一の人格であることを悟る。「自己」という概念はその所産なので を記憶というかたちで保有し、時間と場所を異にする経験をいま・ここで再び経験することによって、あの時 この点、たしかに、ロックは「人格」(person)を「思考する、知的な存在者」と解していた。人間は、 過去の経験

が身体を支配する」という心身二分論に立っていたようである。 ty)をもつ」という『統治二論』におけるテーゼがそれである。 ところが、ロックは「人身」という意味でも person の語を用いている。「万人は自らの person に所有権 (proper-

うことを説いたとされる。 がって、それを誰かに譲渡するのも論理的に不可能である。ゆえに、何人も生命や身体を奪われることはない、とい 知的な存在者」としての人格は所有できても、生命や(生物学的な意味での)身体は所有権の対象となりえず、 このテーゼを「人格所有権」の構想と解するのは、一ノ瀬正樹である。彼によれば、ロックは、 人間が「思考する、

れる。けれども、『統治二論』における person は「死後の復活を前提としないような、これとは別の法学的伝統に由 体を離れても存立しうるから、人格が現今の身体を失った後に別の身体を得ることで、人間は死後に復活できるとさ これに対して、下川潔は、一ノ瀬の解釈がテキストに忠実ではないとする。たしかに、ロックのいう「人格」は身

この用法は、今日、「人身の自由」が personal freedom と表記されることにあらわれている、というのである。 来する」。それは「物」(thing)の対義語で、人間の生命だとか、身体だとか、自由だとかがこれにあたる。 この点に関して想起されるのは、公権力または私人による不当な身柄拘束からの解放を裁判所が命じる、 イギ

を申請したけれど却下された、ということもあった。 さんで、一六八八年に同法を強化すべく改正案が議会に提出された。また、シャフツベリが、反カトリック闘争のさ(※) なかの一六七七年、 んだ。さて、ヘビアス・コーパス法が制定されたのは一六七九年であり、 リスのヘビアス・コーパス制度である。一六八二年にシャフツベリ伯が失脚したため、彼の庇護下にあったロックも 時オランダに亡命していたが、一六八八年の名誉革命の後に帰国し、 議会侮辱を理由に議会によってロンドン塔に拘禁されたので、王座裁判所にヘビアス・コーパス 一七〇四年に死去するまで執筆活動に ジェームズ二世の時代という空白期間をは そし

の総決算」だとされる。 コモン め、 判権争 事事件を理由に拘禁された場合に限定されてはいるものの、一六七九年法は、ヘビアス・コーパスが「裁判所間 判をやり直すためにも、ヘビアス・コーパスは発せられた。裁判大権はチャールズ一世の専制において濫用されたた 判所が存在した時代には、コモン・ロー裁判所だけでなく、 ス・コ 口 ックが生きた一七世紀、ヘビアス・コーパスは人身保護令状としての機能をはたすようになっていた。ヘビア . П ーパスはもともと身柄提出令状である。 わゆる「長期議会」で星室庁は一六四一年に廃止された。これにともない、 の手段」 1 裁判官と大法官だけになり、清教徒革命から一六六○年の王政復古を経てもそれは変わらなかった。刑 から脱皮して、「完全に人身保護令状的な機能を具備するように」なっていく中での、「立法的改革 国王が裁判権を有し(裁判大権)、「星室庁」とよばれる国王直 同裁判所に拘束中の者の身柄を星室庁に移し、 ヘビアス・コーパ スを発するのは 同庁が裁 属の裁

のであり、

この意味での生命権が出生後のヒトに認められることに誰も疑いを挟まないのだったら、それは出生前

右の意味での生命権は、

胎児にも認められなければならない。

定の種として存在することが生命権を基礎、

づける

自由」を実証するのだというわけである。

状だったが、ヘビアス・コーパス法もこれと同様に、王権が立ち入ることができない、いわば聖域としての「人身の れる。マグナ・カルタ(一二一五年)は、もともと諸侯らが権力闘争のすえイングランド王ジョンに認めさせた勅許(※) おいて享有しており、共同体は、公共の利益を損なわない限度で、それら「特権」を共同体成員に認めたのだとさ ヘビアス・コーパス法は、一八世紀には、「イギリス人にとっての第二のマグナ・カルタ」とまで讃えられるように 人間はそれらの権利を、人間が共同体を形成する以前の、「自然的な自由」として、自然法に反しないかぎりに ブラックストンは、人身の自由を生命・身体の安全の保障と財産権とともに「絶対権」に位置づける。

との責務である。下川はこれを「各人が『人間の尊厳』をもって生きる」ことだと言い換える。そこには「死ぬ自由」、 るとはかぎらない。さしあたって言えるのは、それが「生命に対する権利」の保障するところではないということに すなわち、「生死を選択する」余地が存しないことは明らかである。もっとも、だからといって自殺の自由が否定され を保存すべきこと、ならびに、「自分自身の安全が脅かされない限り、できるだけ人類の他の人々をも保存すべき」こ こまれた存在である以上、 侵の根拠を神の人類所有権に求める。人間は、神という「造物主の作品であり、(中略)神の業のためにこの世に送り すれば、「生命を奪われない権利」として捉えられるのではないかということである。 以上のことから見えてくるのは、「生命に対する権利」もまた、生命体としての人間の生命過程の排 神の所有物」だというのである。この神学的前提から導き出されるのが、各人が自分自身 ロックは 「プロパティ」 他性、 0) 不可

定されないのだとすれば、ヒト以外の種に属する生命体もまた、「生命権」を享有しうることになる。 と、すなわち、尊厳をもって扱われる権利ではないかと思われる。逆に、尊厳をもって扱われるべき存在がヒトに限 が成立しうるにとどまるのは、グッピーが物として扱われることをあらわす。つまり、生命権とは物扱いされないこ には、この意味での生命権さえ認められていないのかもしれない。グッピーを殺しても動物傷害罪 ヒトたる胎児に対しても認められてしかるべきだというわけである。これに対して、ウォレンが例にあげるグッピー (刑法二六一条)

加藤 は、 とするのは、論理の飛躍ではないかというわけである。ひるがえって、パーソン論を含む従来の線引き論の問題性は なくもない。ヒトという種に属するという点で胎児と子供が同一だから、前者も後者も同様に「生きる権利」がある らば、「胎児の生命権」を否定しなくても堕胎と殺人を区別することは可能である。かく解するならば、井上に対して 生きる」という言葉を用いるかについての取り決めをしないで議論したからだろう。 胎児に生命権はない」ということまで主張したことに存する。線引き論をめぐる二人の論争がかみ合わなかったの リベラリズムの言説とフェミニズムの言説のあいだの埋めがたい溝のゆえではなく、ただ単に、どういう意味で (秀)が向けた、胎児を「未来の子供」に置き換えることが「途方もない暴力」だとする、あの批判も了解しえ ひるがえって、殺人不法を生命権の侵害ではなく、生命権とは異なる「生きる権利」の侵害にみいだせるのな

99 ェファーソンとも、「幸福を追求する」ということが財産を維持し殖やすことに尽きるとは考えていなかったようである。そうだと たけれども、 五一頁を参照。 青柳幸一「憲法学における『生命に対する権利』」同 団上智也「アメリカ独立宣言における『幸福追求』の意味」法政治研究四号(二〇一八)一四一頁を参照。ロック、ジ 青柳によれば、そこにジェファーソンとロックのあいだの思想の断絶は認められないとのことである。この点について 独立宣言は、 ロックが「生命、 自由および財産」と述べていたところ、「財産」(estate) 『憲法における人間の尊厳』(尚学社、二〇〇九、 初出二〇〇六)一四 を「幸福の追求」に変更し

- 100)下川潔「プロパティの概念」『ジョン・ロックの自由主義政治哲学』(名古屋大学出版会、二〇〇〇、初出一九九二)七四~七五 ーソンがそれをも「権利」という言葉で語ろうとしたことは、相応の意味をもつのではないかと思われる。 ロックが幸福追求を「生命、自由および財産」についてのものとしての「権利」に結びつけなかったのに対して、ジェファ
- この点で、ロックのいうプロパティを「所有権」と訳すのはミス・リーディングなのかもしれない。加藤節訳『完訳統治』 波書店、 岩波文庫版、二〇一〇)では「固有権」という訳語があてられている。
- むことはできないと述べる。 能性を前提」としており、一ノ瀬のいうように「所有権」の客体となりうるような身体性を『人間知性論』における person に読み込 わけではないとする。これに対する批判として、下川・前掲書九五~九六頁(初出一九九六)。『人間知性論』においてロックは「『パ がった、「道徳的な意味での身体」があり、これが人格の同一性を支えているとして、人格が完全に身体から切り離されて存立する 異見として、一ノ瀬正樹『人格知識論の生成』(東京大学出版会、一九九七)九三頁。身体には生物学的な意味におけるのとはち スン』がいかなる身体を離れても存在するという強い主張こそ出していないが、やはり『パースン』が現世の身体から遊離する可
- 102 一ノ瀬「死刑不可能論」同『死の所有』(東京大学出版会、二〇一一、初出二〇〇一)三五~三六頁
- 103 下川「『人格知識論』とジョン・ロックの哲学」中部大学人文学部研究論集二号(一九九九)一四三~一四四頁
- 104 リックへの帰依を公言したため、シャフツベリら、「ホイッグ」(謀反人)と政敵に呼称された人たちがヨーク公から王位継承権を剝 ッグによる国王および王弟暗殺計画が発覚したとされるライハウス陰謀事件(一九八三年)で、ホイッグの壊滅的敗北に終った。 - し、チャールズ二世の庶子であるモンマス公に王位を継承させようとするに至って、争いは頂点に達した。この政治闘争は、 王政復古後のカトリック教徒排斥をめぐる政治闘争のこと。チャールズ二世の弟で、後のジェームズ二世であるヨーク公が
- 判所と別称される。エクイティ裁判所は、一八七五年にコモン・ロー裁判所に統合された。 衡平(エクイティ)」の名の下で救済をおこなうようにもなった。大法官に属する裁判所が大法官府裁判所で、これはエクイティ裁 大法官は、もともと国璽の管理を司る役職だったが、コモン・ローのもとで死活問題に直面した者による国王への請願を受理し、 堀部政男「イギリスにおけるヘイビアス・コーパスの歴史的展開」一橋大学研究年報・人文科学研究一〇号(一九六八)一三五頁。
- 九年法の詳細については、 「人身の自由の手続法的保障」東京大学社会科学研究所編 同論文一五八頁以下を参照 『基本的人権4』(東京大学出版会、一九六八) 一七一頁。一六七
- ブラックストンの「絶対権」論については、内田力蔵 「イギリス法における 『個人的自由の権利』について」前掲 『基本的人権4』

109

(節)

訳『統治二論』後編第六節

110 る。本件では、運動ニューロン疾患の末期症状に苦しむイギリス在住の女性が、自殺しようにも夫の手を借りなければこれを遂げら 行による場合を除き「何人も、故意にその生命を奪われない」ことを定める。生命に対する権利が死ぬ権利を含むかどうかが争点の つとなったヨーロッパ人権裁判所判例が、Pretty v. the United Kingdom, ECtHR, Judgment of 29. Apr. 2002, App. No. 2346/02 であ ヨーロッパ人権条約二条一項は、 前段において、「生命に対する権利」(right to life)が保障されること、後段において、死刑の執

とこれを解釈することはできない」、と。戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例Ⅰ』(信山社、二〇〇八)一九九頁以下〔甲 選択するかに関知しない」のであり、条約「二条は、言葉を枉げることなしには、正反対の権利、すなわち死の権利を授与するもの 次のように判示している。生命に対する権利は「生活(life)の質に関する問題、または、任意の人がまたは彼女の生活に関して何を らないということが、ヨーロッパ人権条約に違反するかどうかが問題となった。同条約二条一項に関して、ヨーロッパ人権裁判所は れないところ、同国では自殺幇助を処罰する一九六一年自殺法二条一項が存在するため、同女のような者は自殺を断念しなければな

第二款 自らの人生を「生きる権利」

をあたえてくれる。 の中で一つに統合するための受け皿としての、「自己」の概念をもっていない者は人格たりえないのだろうか。しか リーのいうように、記憶を呼びおこして任意のものごとを経験している者と今・ここで何かを経験している者とを頭 である」とはどういうことかを改めて考える必要がある。以下のミヒャエル・クヴァンテの議論が、考察の手がかり し、それでは新生児までも人格でなくなってしまうということは、トゥーリーが認めたとおりである。そこで、「人格 線引き論に従い、出生後の人と胎児の区別を「人格である」かどうかに求めるとして、では、ロックやトゥー

に移植したところ、まったく同一の記憶をもつ、私とそっくりの人間が出来上がったとして、「私」は存続するのか、 彼はデレク・パーフィットによる次の思考実験を取り上げる。私の脳を二分して、私と容姿がそっくりの別人の脳

重要ではない、とパーフィットは述べる。 というのがそれである。現在の人物と未来の人物とのあいだに、パーフィットが「R関係」とよぶ、「正しい種類の原 未来のただ一人の人物との間で成立する」ことは、二人の「私」がそれぞれ別の人格として「生存する」のにとって 因を持った心理的連結性および/あるいは心理的継続性」が認められるとしても、この関係が「現在の一人の人物と

は、実体レベルではなく「予期と記憶における評価的自己関係への問い」として捉えられるのである。 えある時点で二人の「私」が同時に存在していても差し支えないということを示唆している。つまり、自己の同一性 ィットの思考実験は、過去・現在・未来にそこにいる任意の存在者を一人の「私」としてまとめあげるときに、 (「〜としての同一化」)必要はなく、将来そこにいる任意の存在者と同一であれば足りる(「〜との同一化」)。パーフ クヴァンテによれば、人間が人格として生存するのに、今の私が存在し続けることで、それとして将来そこにいる

同 0 のにもかかわらず、大人になってからそれを「生まれて間もない時の私」と同定することに疑問がもたれることはな の実体をそなえている必要はないのである。 新生児は将来の「私」と同一であることをもって、過去の「私」なのであって、それ自体として将来の「私」と 自己意識をもっていないという点で成人とはまったく別ものであって、その意味での「人格」ではない

が導き出される。クヴァンテは次のように述べる。 ともかく、「人格性」(Personalität)とは区別されたものとしての、「パーソナリティ」(Persönlichkeit) の概念

貫性を生み出すということには止まらない。人格についてのわれわれの理解には、単に人生を過ごすというだ 化 が能動的であると言われる意味は、 解釈を通して(自己同一性という意味での

味で、 的に伸び広がった存在としてパーソナリティを発達させ、自分がそうありたいと思っている人物像や、 沿って将来における自分の状態に影響を及ぼし、形成しようとする試みとして理解している。 わ けでなく、自分自身の評価的態度に照らして人生を形作ることも属している。意欲や行為がそうであるように、 と思ってい れわれは、 われわれに到来した出来事の単に受動的な寄せ集め以上のものが含まれてい る目標の表明である様々な計画を実現しようとする。パーソナリティには常に、 将来における自分の状態との同一化を、よき人生および成功した人生についての自分のイメージに こうした様々な意 われわれは 達成した 時間

物も、 る。 求をしているだけというものもあれば、 ら、 を他の生物から区別するときに用いられる「人格」の概念は「二階の欲求」の形成に関係づけられる。 薬中毒者の心理療法上、患者と同様の心理状態になる必要を感じている医者が、「自分も麻薬を欲したい」と思いなが 選択するものさえ存在する。さて、二階の欲求とは、 「ウォントン」と名づけられるこのカテゴリーには、 そのような場合を「二階の意欲」とよぶ。この二階の意欲をもたない者は、たとえ人間であっても人格ではない。 同時に、 単に何かを欲したり、 クヴァンテは、 右欲求を実行に移したくはないとも思っているというのは、 ハリー・フランクファートの 行動の動機にしたりすることはできるどころか、 一階の欲求が自己の行為の動機になることまで二階で欲していることもあ 乳幼児も含まれる。 何かを欲求することを欲することをいう。この点、 「階層説」とよばれる見解を参照する。 矛盾ではない。このように、単に一 目的を達成するために合理的 それによれば、 ヒト以外の動 例えば、 な手段を の欲 人間 麻

の欲求にはそれを欲する四階の欲求と、欲求の階層は無限後退に陥るのではないか。フランクファートは、「ある人格 では、一階の欲求を欲する二階の欲求にはそれを欲する三階の欲求、 一階の欲求を欲する二階の欲求を欲する三階

としては無限に続きうる高階の欲求列を貫いて『共鳴』」しているから、懸念には及ばないと述べる。 が自分の持っている一 階の諸欲求のどれか一つと決定的に自分を同化するときには、このコミットメントは、 クヴァンテが注 可能!

この部分のようである。

間は社会化を欠いては、人格性および人格の自律のために必要な属性と能力を獲得することはできない」から、「あら ージに沿って自己の人生を形成しようとする人格の努力の成果として理解することができる」。それだけでなく、「人 と実現された自己像との一致が含まれている。この場合、後者の自己像は、人格による統一作業の成果、 ば、何者かに記憶を操作されて、それまでとはまったく別の生活をするようになった人が、ほんとうの意味で自分の 人生を生きているとは誰も言わないだろう。「人格の自伝的一貫性には、その決定的な要素として、予期された自己像 に二階の欲求レベルでコミットするだけでは十分でなく、通時的な「自伝的一貫性」をもたなければならない。 クヴァンテによれば、 フランクファートのいう人格としての生存は、 単に、 その時々の現在においてかくある自分 自分のイメ 例え

しても尊重されなければならないのである。 心肺機能によって生命を維持することに切り詰められてはならない。人は生命体としてだけでなく人生の形成主体と のイメージに沿って将来における自分の状態に影響を及ぼし、形成しようとする」ということを意味する。 Ξ 以上のクヴァンテの所説によれば、「人格として生きる」とは、「よき人生および成功した人生につい ての自分

ゆる社会的影響の仕方が人格の自律と矛盾するということはあり得ない」。(lii)

ン論は、「生きる」という言葉から人と胎児の線引きをする点で画期的な見解であったけれども、この階層差を見落と てることと、その問いが立てられる対象としての人生とのあいだには階層差があることになる。 このように「生きる」という言葉を再定義すれば、人格が「私は何者か」という「評価的自己関係への問 トゥー 1) を立 ーソ

て捉えることができる

自己意識は現実に自己言及できるかどうかの問題であって、自己言及の対象としての「自己」は、それとは切り離し していたために、「胎児と同様、新生児もまた『生きている』とはいえない」と結論せざるをえなくなった。けれども、

児や乳幼児、さらには、無脳症で生まれてきた者でさえも、かけがえのない人生を生きているということが承認され とがあってはならない。 なければならない。その意味で(も)、あらゆる人は等しく人格として尊重されるのである。この結論は動かされるこ 失し自己言及ができなくなった後も、人生は生命過程が終結するまで存続する。現段階では自己意識をもたない新生 したがって、今は自己言及ができなくとも「自己」は、すなわち人生はすでに始まっている。また、大脳機能を喪

- III デレク・パーフィット(森村進訳)『理由と人格』(勁草書房、一九九八)三六一~三六三頁
- 、⑴)ミヒャエル・クヴァンテ(後藤弘志訳)『人格』(知泉書館、二○一三)一九九~二○○頁。

『自由と行為の哲学』

114 (113) クヴァンテ・前掲書二二〇頁 ハリー・G・フランクファート「意志の自由と人格という概念」門脇俊介=野矢茂樹編・監修

〇一〇)一〇五~一〇九頁〔近藤智彦訳〕。

- フランクファート・前掲書一一七~一一八頁。 強調は原文に従う。
- (山) クヴァンテ・前掲『人格』二四四~二四六頁。
- 「印)人間が人格として生きるために作り出したものが、「法律関係」である。その古典的な形式として、いわゆる「ホーフェルド図式 理を立て、「自由(liberty)」とは、甲が乙に対してそれをする権利をもつのではなく、「特権」(privilege)、すなわち、権利義務関係 があげられる。これについては、亀本洋『法哲学』(成文堂、二〇一一)一二〇頁以下を参照。ホーフェルドは、 に相関項、すなわち、「甲が乙に対して権利をもつ」という命題は「乙は甲に対して義務を負う」という命題と同値であるとする公

が存在しないこと、したがって、甲がそれをしない義務を負わないことをあらわすだとか、権利義務関係を変化させることもメタレ

(liability) を負う」が定立される、等を説いた ·ルでは権利義務関係であるとして、「甲は乙に対して権能 (power) をもつ」という命題と同値の命題として「乙は甲に対して責任

には にすぎないと思う。 問題はそもそも「人格」の概念が多義的なことにあるというだけであり、亀本はファインバーグと異なる人格概念を前提にしている 概念を介して道徳的な意味を有するというのが、 イムをする権能が存在しない社会という意味で「無権利社会」では人格が尊重されないかのような口ぶりをファインバーグが示すの インバーグによるクレイム概念の理解については、「権利の本質と価値」嶋津格=飯田亘之編・監訳『倫理学と法学の架橋』 一〇一八)二一三頁以下〔嶋津訳〕を参照。亀本「claim について」法律論叢九〇巻二・三号(二〇一七)一八六頁は、個人がクレ ホーフェルド図式には、 「苦笑せざるをえない」と述べる。けれども、個人を権利義務の帰属主体として捉えたものである(法)人格性が、クレイムの 誰かが誰かに対して求め訴えるという意味の「クレイム」(claim) おそらく権利論としてみたときのファインバーグの主張点なのではなかろうか。 が埋め込まれている。 ジョエ (東信堂 ル・ファ

第四章 出産開始説の理論的基礎づけ

節 堕胎不法と殺人不法の区別

第

不法を妊婦に対する傷害、したがって、自己堕胎を自傷行為と捉える。首唱者は瀧川幸辰だが。 出 発点は、 堕胎不法の構成に関する「母体傷害説」にみいだされる。 同説は、 胎児を母体の一部とみることで堕胎

現在は見たところ支

以上の知見をもとに、生命・身体に対する罪における「人」の始期について考察する。

けれども、ここで胎児を母体の一部とみるのは法律学上の概念構成の問題なので、「常識に反する」というのは必ずし 持者はいない。 同説が「胎児は母体とは別個の生命体である」という常識に反するかのように思われたからであろう。

も致命的ではない

5 の行為客体として特別に規定されている場合を除き、 成立するという結論を、 母体傷害説の再生の足がかりとなるのは、熊本水俣病事件最高裁決定である。 胎児に対する攻撃は母体に対する攻撃に等しく、 最高裁は胎児を母体の一部とみることによって導き出した。「胎児は、 ゆえに、 母体の一部を構成するものと取り扱われていると解される」 傷害の実行行為が認められるというのである。 胎児傷害の場合に、(過失) 堕胎 の罪にお が

5 とする。定義をあてはめて所為が堕胎にあたるとするのは、「堕胎」という言葉が何を指示しているかの問題だけれ 意義に表現されることは動かないとしても、どうしてそのように表現されるのかを問うことにある。 も、それだけですむのなら解釈学としての刑法学は必要ないだろう。 の通説的定義は自然の分娩期に先立って胎児を母体外に排出したり、母体内で胎児を殺害したりすることなのだか 残念ながら、最高裁は、「出来事を意味論的連関において捉える」ということに思い至らなかった。たしかに、 客体は母体ではなく (医学上の意味における) 胎児である。 例えば、妊婦を転倒させて胎児を母体内で死なせた 解釈学としての刑法学の任務は、 が右 堕胎

とは「人でないこと」、その生命を絶っても殺人にはならないヒトであることを意味する。 は人である、 ある。これに対して、 別をすること」は かは、 ここで、規範のレベルで殺人不法と堕胎不法が区別されて、その帰結として、ヒト生命体の破壊である点では同 客体が、 出来事としての所為の構成要件該当性によって左右される。 ある場合には「人」、別の場合には「胎児」という言葉で指し示されるのだとすれば、「人と胎児の区 つまり、 「殺人と堕胎を区別すること」に帰着する。つまり、胎内にいるヒトが胎児なのか、 問題の行為が殺人にあたるとき、 人と胎児の区別は事物の問題ではなく、 傷害にあたるとき、 意味次元の問題なのであって、「胎児であること」 問題の行為が堕胎にあたるとき、 あるいは過失致死傷にあたるとき、 最高裁は事物レベルで胎児 それは胎児で それとも人な

取り扱うことも許されるのならば、判例理論とは逆に、堕胎罪における客体としての胎児こそが「人でないもの」、換 と人を区別しようとしたため、胎児傷害における客体を母体の一部と捉えた。けれども、 言すれば、母体の一部として取り扱うよりほかないものという意味での「胎児」なのである。 胎内にいるヒトを人として

58

では、殺人不法は何に求められるのか。

について「二階の意欲」をもつためのものなので、「一階」、すなわち、人格によって自己と同定されるべき存在のあ 章第三節第一款)、④他方で、人間は自らのかけがえのない人生を生きる、善き生をまっとうする存在でもあって、そ のものであること(前章第二節)、③人も胎児も、さらには受精卵も、種としてのヒトである以上、「生命を奪われな りように、「人格であるための条件」は関わりをもたないこと(以上、前章第三節第二款)がそれである。 の意味での「人格」性は自己意識をもっていることを要素とすること、⑤ただし、人格性は自己がどう生きるべきか 章第一節)、②この線引きは、人工妊娠中絶を選択する女性が、自己の行為を殺人に類比しなくてよいようにするため 権利」を有するということ、この命題は胎児が人格であることを前提としないので、パーソン論と両立すること(前 前章で明らかになったのは、次の五点である。①胎児と人の区別はパーソンであるか否かの線引きによること (前

害者はかけがえのない人生を生きられなくなる(⑤)。その意味で、人の生命を絶つことには、生命権の侵害にとどま は人格それ自体ではなく、 らない重大な不法が認められる。殺人構成要件における「客体が人であること」は、問題の行為による構成要件的結 不法を人格の概念と関連づけるときに問題になるのは、自己意識をもたない新生児や、成人でも大脳機能を喪失して いる場合に、その生命・身体が人としての保護を受けられないのではないかということであるが、 私見は、②を重視して、堕胎不法を「生命権の侵害」(③)、殺人不法を「生きる権利の侵害」(④)に求める。 人格が自己と同定するべき存在であって、それが失われたり不良変更されたりすると、被 刑法が保護するの

ある。 きる権利」の侵害に求められるのだとすれば、堕胎と殺人は不法内容を異にするので、堕胎を殺人に類比することは その意味での「生命に対する権利」は胎児にも帰属する。けれども、殺人不法が「生命」とは異なる法益としての「生 果の発生、すなわち、「生物としてのヒトの生命過程が終結すること」に、堕胎罪とは全く異なる意味をあたえるので 他方で、人間という種に属するかぎりその生命が不可侵であることは、人にも胎児にもいえることであって、

を否定するような取扱いに関しては、それを処罰すべきかどうかを含めて、別に議論をする必要がある。 で、それぞれふさわしい取り扱いをするよう法は要請する。人でも胎児でもないヒト生命体への、 ことを意味しない。 命権を享有する。それにもかかわらず何の手当てもされていないというのには、 人であろうとも、胎児であろうとも、はたまた、そのどちらでもなかろうとも、ヒトとして存在する以上は等しく生 間違いだということになる。かくして、胎児と人のあいだの線引きの可否をめぐる対立は解消される。 ヒト生命体や、試験管内で培養されている受精卵も同様である。ただし、このことは堕胎罪と等しく処罰せよという ってはならない」との主張は、ある一面においては正しいということも了解される。ヒトは、 また、このように解するならば、塩見をはじめ出産開始説の支持者が重視する「出産過程において処罰 胎児は胎児、着床前のヒト生命体は着床前のヒト生命体、試験管内の受精卵は試験管内の受精 相応の理由が必要だろう。 法律上の概念としての 人間としての尊厳 の間 着床前 隙 があ

118 女自身の自己の身体に対する法益とが重畳的に成立している」と説くのは、宮本英脩「刑法大綱」『宮本英脩著作集第三巻』(成文堂 しての胎児を母体の一部とみながら、 瀧川幸辰 「増補刑法各論」『滝川幸辰刑法著作集第二巻』(世界思想社、第二版、一九九一、原版一九五一)二八一頁。行為客体と 行為客体の「価値」に「将来の独立の生活体たるべき一部」としての「胎児その者の法益と婦

九八四、

原版

一九三五) 二九三頁

- (11) 前掲最決昭和六三年二月二九日。
- 120 論は形骸化・陳腐化の一途をたどった。と、もしも小野が存命ならそう慨嘆するのではなかろうか。 あてはまるかどうかの判断である。このあまりにも深遠な洞察に、戦後刑法学は正面から向き合おうとしなかったために、 当性判断は てなされる。この「全体」を「部分」に分解したものが構成要件要素で、「構成要件充足」判断とは、構成要件要素に問題の事実が 構成要件の概念については、小野清一郎 「倫理的立場における統覚又は総合的直観」によって「倫理的意味に満ちた具体的全体」を直観的に把握することによっ 『犯罪構成要件の理論』 (有斐閣、一九五七)六一頁を参照。それによれば、 構成要件該
- 学・航海日誌』(春秋社、一九九九)一五九頁以下)。法律上の概念としての人と胎児の区別にとどまらず、そもそも構成要件該当性 ている対象をそれ自体として把握しているつもりで、実は、当該対象が他の諸対象とのあいだに有している「連関性」を把握してい 象の見えかたを規定する「アスペクト」なるものが把握されている、と。彼はそう考えた。野矢茂樹によれば、アスペクト論の射程 をもった。「~を見る(=が見える)」とは性質の異なる、「~として見る」という知覚があるとし、 (だまし絵)に、すなわち、絵から得られるセンス・データは同一なのにそれらを綜合して得られる知覚内容が相違する現象に関心 ヴィトゲンシュタインは、同一の図形が、例えばあひるに見えたり、うさぎに見えたりするというように、多義的に見える図形 インのアスペクト論に示唆をえた」というのにとどまる。 |判断は、根本的には、野矢のいうアスペクト把握のようなものではないだろうか。もとより、私見は今のところ「ヴィトゲンシュ 知覚作用のありかたをこえて、人間が対象とどのように関わるかという哲学的問いにまで及ぶ。すなわち、 アスペクトの変移は、 当該対象を認識するために選択された連関性が別様でもありえたことを気づかせる、と(野矢茂樹 そのような知覚においては、対 人間は、 問題となっ
- う指示対象の問題と、それらの言葉がどのような意義に表現されるのかという問題は区別される。ここで「堕胎も、 えるものである。 殺人や堕胎がどのような意義に表現されるのかによってちがってくる。私見は、かかる意味論的連関において構成要件該当性を捉 結という事態が引き起こされている点では変わらない」というのは、指示対象の問題であって、それがどういう意味をもつのかは 出来事を例えば、「殺人」であるとか、「堕胎」であると捉えるとき、そこでは、それらの言葉によって何が指し示されるのかとい 因果関係の相当性についての、拙稿「相当因果関係説について」神奈川法学五○巻三号(二○一八)五九~六○頁 殺人も生命の終
- 123)「生命権」といいながらも、伝統的な意味での「権利」とは異なって、そこには ない。私見によれば、 自己堕胎が禁止されるのは、妊婦が胎児に対して一方的に負っている、「胎児を大事に扱わなければならな (法) 人格どうしの権利義務関係は埋め込まれて

になったから」というだけで懐胎を放棄することは、行為それ自体において醜悪だから、そのような自己堕胎は処罰されるのであ それず敢えて言うならば、堕胎がどうして間違っているのかというと、それは「胎児が可哀想だから」である。同様のことは、 猫を大事にするということにもいえるし、犬や猫を大事にすべきならば、なおのこと胎児も大事にすべきだと思う。「育てるのが嫌 る存在は人格である必要はなく、問題となっている財や利益を自己の生存のために「必要とする」(need) ことで足りる。 い」という責務に違反しているからである。そこに埋め込まれているのは、 拙稿・前掲 『神奈川大学法学部五〇周年』五〇七~五〇九頁も参照 誰かが誰かを「ケア」するという関係である。 ケアされ

適応モデルを採用していることは決して無意味なことではない。他方で、運用上、人工妊娠中絶を選択する理由を詮索されないの 妊婦が気のおもむくままに選ぶものではなく、「なぜ選択するのか」の問いに開かれている。だから、 思われる。 だと言ってしまえばそれまでだが、所論のようなジェンダー論的批判を刑法学が真摯に受けとめてきたかどうかは、すこぶる疑問に のことが何を意味するのかは解釈の問題である。だから、所論は、現行の中絶規制とはそういうものだと塚原が決めつけているだけ 批判する ちが」女性の主体性を奪い、人工妊娠中絶を選択する女性を、「許しを受ける客体へとディスエンパワー」するものだと現行制度を リプロダクティヴ・ライツの否定」を意味するし、母体保護法もまた、母体を保護するためと称して「医師や配偶者といった男性た さて、塚原は、 この点、私見は、 『神奈川大学法学部五〇周年』五一三~五一四頁)。それは堕胎不法が行為の理由に関わっているからである。 (塚原·前掲 堕胎罪が堕胎をおこなった者に「スティグマを与え、 問題の行為が人工妊娠中絶にあたる場合を違法性阻却事由でなく、 『リプロダクティヴ・ライツ』 一二二~一二三頁)。刑法典は「堕胎をするな」と定めているだけであり、 罪悪感を内面化させる装置」 構成要件該当性阻却事由と捉える であって、 一方で、 母体保護法が建前上 これは つまり、 国家による 中 前

行の人工妊娠中絶制度の運用実態に即して、改めて検討する必要があるだろう。 も、一ケアする主体」として妊婦を尊重するという点では望ましいことではないかと思われる。 定の均衡がはかられている。ただし、塚原のいう女性への「ディスエンパワーメント」を回避するのにそれで十分かどうかは、 つまり、 そこには曲がりなりにも、 現

第二節 「人生のスタートライン」としての出産の開始

利として主張できるのかの問題に位置づけられる。殺人罪は、一定の段階のヒトの生命を「人の生命」として保護し はり生きる権利の侵害なのではないか。つまり、「胎児は人格ではない」と説くだけでは、井上のいう、胎児と人との うか。いくら生きることと生命を区別しても、後者がなくては生きようがないのだから、 ている。殺人不法が生きる権利の侵害に求められるのならば、 のは誰か、すなわち、権利の帰属主体としての資格の問題であるのに対して、後者は権利の内容、 「人の死」として法律学的に構成するかの問題は区別されるということである。 階ではもはや人格ではないからである。これらのうち、胎児の生命を絶つことだけが殺人ではないのはどうしてだろ しても、それと同様の意味で、新生児も人格とはいいがたいし、また、成人でも大脳機能を喪失していれば、 ここで確認されるのは、被害者を人格として承認するかどうかの問題と、生物学的な意味でのヒトの生命の終焉を 殺人不法が生きる権利の侵害にみいだされるとしても、それだけではまだ十分ではない。胎児が人格でないと 「道徳的にレレヴァントな差異が存在することを示す重い挙証責任」はまだ果たせていないのである 人の始期をめぐる問いは、 前者が何かを権利として主張できる 胎児の生命を絶つのは、 ヒトの生命はどの段階から すなわち、 何を権 その段

見であった。 ての半生にそれが「善い」ものであるとか、「成功した」ものであるとかといった評価を下し、将来の自己が紡いでい 分のイメージに沿って将来における自分の状態に影響を及ぼし、形成しようとする」ということを意味するという知 クヴァンテの所説から得られたのは、「人格として生きる」とは、「よき人生および成功した人生についての自 人格は、任意の時点における「一階の」存在者を「自己」と同一化し、そうして得られる「自伝」とし

生きる権利の客体になるのかを問うことに帰着する。

らである。また、かの大富豪の人生に対して、「ほんとうの幸せがそこにあるわけがない」と無理して考える必要もな 明ではないだろう。というのも、前者の人生は、後者の人生の初期状態から達するにはあまりにもかけ離れているか た人生」だとして、それと比べて「自分はなんと不幸な人生を生きているのか」と絶望し、自暴自棄になるのは、賢 く人生を生きる。それと同時に、人格は、これまで人格として生きてきた自己によって規定されてもい そうだとすれば、「人生」の初期状態が設定される必要がある。例えば、アメリカのとある大富豪の人生が

こともまた、 誰も言えない。というか、それは誰も言ってはいけないことなのである。全く同様に、 差が生じる。 の高い人もいれば背の低い人もいる。容姿や体格から、性格、 る。しかし、「五体満足な彼」は、今・ここにいる彼ではない。この社会には、太った人もいれば痩せた人もいる。背 れども、健常者の憐憫の情は、えてして、障がい者を「あるべき状態にない者」と思いなすことから催されがちであ ひどく間違っている。たしかに、この社会にはまだ、障がいをもった人が幸せに生きるには数多くの障壁がある。 れでも懸命に生きているのに接して、「なんと不幸な」と哀れむことは、一面において正しいとしても、 このことはパーソナリティ、すなわち、その人らしさの問題に関係している。例えば、先天性四肢欠損症 その人らしさであって、それを不幸と決めつけるのは傲慢であろう。 それもこれも、その人らしさであって、当該個人がかくあることに対して、「それは間違ってい 知能、 運動能力と、ありとあらゆる面で人類には個体 障がいをもって生まれてきた 他 面 る け

自己の身体に耐えがたい違和感をもつことに対して、それが「精神疾患」に分類されていた時でさえ、身体に合わせ 入れなければならない現実」を意味しない。例えば、 人生の初期状態とは、 人格がさしあたって出発点としなければならない状態であって、必ずしも 性同一性障害を有する人が男性としての、または女性としての

女を人格として尊重する以上、その決定は最大限尊重されなければならないからである。 て性別違和をなくす治療をほどこすべきでなかったのは、「自分らしさ」を決定するのはその人自身であって、彼・彼

するならば、 釈も可能ではあるけれども、堕胎不法に関し母体傷害説を出発点としたときに、同説と整合的である点も合わせ考慮 意味する。たしかに、出産完了、すなわち、「無事に生まれてきて、はじめて人生のスタートラインに立つ」という解 相当だろう。 さて、「人生のスタートライン」、すなわち、人生の初期状態の設定完了時点は、 #田が述べていたように、医学的・生物学的にいって、 (②) 出産の開始は「母体内における発育の完了」を 出産の開始時点と解するのが

出産開始説が支持される。

どこして、推定体重一〇〇〇グラム弱の、弱々しく産声を上げる未熟児を出産させた。同女が分娩後も養育の意欲を として、これと「黙示的な意思連絡」の上、 よる生活力不全により死亡するに至った。一審は、 を引き取った。にもかかわらず、同女の退院後も同児はそのままの状態に置かれて、分娩後約五四時間後に、 せておき、その後、「子供は医院で預かるから、 ための勧告や説得をすることもなく、新生児をバスタオルにくるみ、冷房の効いた医院の休養室に産婦とともに寝か は以下のとおりである。産婦人科医医師である被告人が、妊娠満二五週を過ぎた少女(当時一六歳) 示さず、保育に消極的または拒否的な態度を示すなか、被告人は直接同女の保育意思を確かめることも、 の被害者にとっては、 すなわち、 堕胎後、 自然の分娩期に先立って胎児を母体外に排出すること自体は、 新生児を放置して死亡させた医師に保護責任者遺棄致死罪の成立を肯定した判例がある。 初期状態の設定を阻害されることを意味する。だから、堕胎は殺人にも傷害にもあたらない。 同児の生存に必要な前記保護を与えなかったのは、 一日一回は見にきなさい」という旨告げて、 監護権者である母親の立ち去りが保護責任者遺棄致死を構成する 出生後の、 同女を帰宅させ、 したがって人格として 不作為による共同正 に堕胎措置をほ 翻意を促す 未熟に 新生児

犯としての保護責任者遺棄致死を構成すると判断した。最高裁は、 (®) 者遺棄致死罪が成立するとの職権判断を下したが、 その理由は述べられてい 本件事実関係の下では業務上堕胎罪に併せて保護 な

とが 身体の危殆化する意図的行為を意味しない。 は争われてよい。すなわち、 要がある。 「背理」になるのは、 の結論を正当化するには、 堕胎が「胎児の殺害を意図した先行行為」であって、そこから産児を保護すべき作為義務の発生を導くこ 「堕胎と殺人とは、 出産開始前のヒトの生命は人の生命に対する罪の客体ではない以上、堕胎は人の生命 堕胎行為によるヒトの生命・身体の危殆化を人の生命・身体の危殆化から区別する必 ゆえに、 同一の生命を対象としている」という前提ゆえであるところ、 行為者が堕胎行為をおこなったことから、 生まれてきた「人」 この前提

を生き続けさせるべき作為義務を導くことに問題はないというわけである。 (図) 堕 兀 胎と殺人を区別するためには、 以上により、 出産開始説の基礎づけの課題は達成されたように思われる。

よび傷害不法の本質は、 生後のヒトの生命・身体と類比し、胎児の生命を奪うのは殺人と変わらないという主張を封じるためのものである。 殺人と変わらないという主張を封じるため、 権利主体としての人にとっても、「母体から分離されるまで、ヒトの生命・身体は『人の生命・身体』として保護され ることはない」という権利客体テーゼも必要である。 出 人は個体差をもってこの世に生を受け、その人なりにかけがえのない生をまっとうする権利を有する。 開始前後での 取扱い ヒトの生命・身体を損なうことにともなって、被害者から自分らしく生きる機会を奪うこと の格差の理由は、 権利主体テーゼ(「胎児は権利の帰属主体たりえない」)だけでは不十分であって、 権利客体テーゼは、 堕胎とちがって殺人や傷害が「生きる権利の侵害」に求められることに 権利主体テーゼは、 母体内での成育段階におけるヒトの生命・身体を出 胎児を人と類比し、 胎児の生命を奪うのは

65

にみいだされる。

備段階にある。 胎児が母体外に排出される出産が開始するまで、人間は、生命・身体における「その人らしさ」を形成するための(図) 換言すれば、 出産開始前の人間はまだ「人生のスタートライン」には立っていない。だから、 胎児

124) 前章第二節

生命を破壊しても、

それは堕胎罪による処罰にとどまるのである。

- (25) 前章第三節第二款
- 期条件に恵まれない人の「権利としての平等」の侵害にあたるのはどういう場合か。もとより、これについて何か述べることは本稿 ただし、この問題は平等性の問題と関わっている。憲法一四条は「法の下の平等」を基本的人権として保障しており、 この国で生きるすべての人が善き人生を生きるための権利だとされる。では、人生の初期状態によって格差が生じることが、初
- (27) 第二章第三節

の主題から離れるので、

問題の指摘にとどめることにする。

- ず、どうして自己堕胎は処罰されるのか」の問いに答えるものではない。 母体傷害説は自己堕胎罪の構造を自傷行為としてとらえるためのものであって、 「構造的には自傷行為と変わらないにもかかわら
- (30)最決昭和六三年一月一九日刑集四二巻一号一頁。(29)那覇地石垣支判昭和五七年三月一五日刑月一四巻三・四号二五九頁。
- (31) 中森・前掲『各論』四一頁。
- 命・身体が保護法益であるという点で同質であって、両者は保護の程度において相違するだけだという理解であろう。逆に、殺傷罪 られ」る場合には、 頁。胎児殺が堕胎罪を構成するにとどまることとの「実質的」な均衡を理由に、「出生後の侵害行為が堕胎行為と一体のものと捉ぇ て差し支えがないと説くのは、 って処理すべきだとされる。これを「人的な理由にもとづく扱い」として、堕胎行為者以外の第三者に関しては殺傷罪の成立を認め によって妊娠約九か月の早産児を分娩させた後に同児を窒息死させた事案)。近時の有力説として、 ただし、罪数の問題は残る。判例は、堕胎罪と殺人罪を併合罪とする(大判大正一一年一一月二八日刑集一卷七〇五頁。 堕胎行為を「とくに軽く処罰する趣旨が事後行為の処罰により無にならない」ようにするため、堕胎罪一罪によ 井田「コメント②」前掲『最前線Ⅱ』四五頁。有力説の前提にあるのは、 山口・前掲『各論』二九~三〇 堕胎罪も殺傷罪もヒトの牛

する。機会を改めて検討することにしたい。

133 らの分離が決定的な意味をもつ場合とそうでない場合があるということになる。もとより、これはあくまで仮定の話であって、現在 自体として「人であること」を基礎づけるのではなく、何を「その人らしさを形成するための準備段階」と捉えるかにより、母体か よって保護されるのに対し、人工子宮で成育中のヒトが人にあたらないのだとすれば、「客体が母体から分離していること」 によって堕胎罪が包括されるとするのは、林(美)・前掲日髙古稀一六頁。 医学が進歩して人工子宮による胎児の成育が可能になったとして、人工保育器内で成育中の早産児が人の生命・身体に対する罪に 帝王切開による分娩を含む、母体からの分離を出産開始説にいう出産とみてよいだろう。

第五章 結語

タートライン」に立つ。ゆえに、出産開始の時点から、ヒトは生命・身体の罪における客体としての人である。 って、人間は生命・身体における「その人らしさ」(パーソナリティ)形成の準備段階を終え、その意味で「人生のス 利客体としてのヒトの生命・身体に落とし込むことで、出産開始説を理論的に基礎づけた。すなわち、出産開始をも 私見によって道が開かれるのは、 本稿は、パーソン論を手がかりに、殺人不法を人間が人格として自らの人生を生きる権利の侵害に求め、これを権 胎児殺よりも胎児傷害のほうが重く処罰されるという、一見すると不均衡である

かのようにみえる結論の正当化である。ただし、そこにはまだ乗り越えなければならない、いくつかのハードルが存